

第4次玉名市 男女共同参画計画

すまいるハーモニーたまな

令和5年3月

玉名市

ごあいさつ

豊かで活力ある玉名市を維持・構築するためには、すべての人がお互いを尊重し支え合い、一人ひとりが活躍することができる男女共同参画社会を実現する必要があります。

玉名市では、これまで平成30(2018)年に策定した「第3次玉名市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。



この間、人口減少や少子高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化や、新型コロナウイルス感染症の拡大による女性の雇用・所得等への影響、性的少数者(LGBT等)の方への偏見や差別など、新たな課題が生じ、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しています。さらに、SDGsの理念「誰一人取り残さない」を踏まえ、ジェンダー平等な社会の実現を推進していくことが、ますます重要となっております。

こうした状況の変化や新たな課題に対応するため、このたび、「第4次玉名市男女共同参画計画 すまいるハーモニーたまな」を策定いたしました。

本計画では、中学3年生を含む市民の皆様方や市内事業所を対象にアンケート調査を行い、男女共同参画に関する意識や実態の把握・課題の整理を行いました。今回のアンケート調査結果等を踏まえ、『すべてのひとがお互いを尊重し支え合い、自分らしく生きられる社会の実現』を基本目標に掲げ、「あらゆる分野における女性の参画拡大」「男女共同参画社会実現のための意識改革・環境整備」「男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現」「推進体制の整備・強化」の4つを重点目標として施策を進めていくこととしています。

男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけで実現できるものではありません。地域、事業者、関係団体、そして何よりも市民の皆様一人ひとりが、その大切さや必要性を理解し、主体的に取組を進めていただくことが重要です。

市では、今後とも、皆様とともに男女共同参画社会づくりを推進してまいりますので御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり、アンケート等により御意見をいただきました市民の皆様並びに関係者の方々をはじめ、熱心にご審議いただきました男女共同参画審議会委員の皆様にご心から感謝と御礼を申し上げます。

令和5年3月

玉名市長 藏原隆浩

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格と位置づけ	2
3 本計画とSDGsの関係	3
4 計画の期間	3
5 男女共同参画をめぐる動き	4
第2章 玉名市の男女共同参画にかかる現状と課題	9
1 玉名市の現状	10
2 市民意識調査・事業所実態調査からみた現状と課題	18
3 関係団体ヒアリング調査からみた現状と課題	20
4 施策実施状況からの課題	23
5 男女共同参画推進における課題整理	26
第3章 玉名市男女共同参画の基本的な考え方	29
1 玉名市が目指す姿	30
2 重点目標	31
3 計画の施策体系	32
第4章 計画の内容	35
重点目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大	36
基本方向 1 政策や方針決定の場への参画促進	43
基本方向 2 就業や雇用分野における男女共同参画の推進	44
基本方向 3 農林水産業における男女共同参画の推進	46
基本方向 4 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進	47

重点目標2 男女共同参画社会*実現のための意識改革・環境整備	49
基本方向 1 意識改革に向けた広報・啓発の推進	54
基本方向 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	56
基本方向 3 仕事と家庭の調和のための多様で柔軟な働き方の支援	58
基本方向 4 子育て・介護環境の整備	59
重点目標 3 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	61
基本方向 1 あらゆる暴力の根絶	66
基本方向 2 すべての人が安心して暮らせる社会の実現	69
基本方向 3 ライフステージ*に応じた健康支援	71
基本方向 4 防災における男女共同参画の推進	74
重点目標4 推進体制の整備・強化	76
基本方向 1 推進体制の充実・強化	76
基本方向 2 協働による取組の推進	78
基本方向 3 国際的な協調の推進	79
第4次玉名市男女共同参画計画に掲げる指標（数値目標）	80
資料編	81
1 玉名市男女共同参画推進条例（平成17年12月27日条例第196号）	82
2 熊本県男女共同参画推進条例（平成13年12月20日条例第59号）	87
3 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）	92
4 用語の解説（50音順）	97
※本文中の「*」印については、用語の解説（五十音順）を参照。	
5 玉名市男女共同参画審議会委員名簿	101



第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会*とは、男女が性別により差別されることなく、個人として尊重され、自らの意思によってあらゆる分野に対等な立場で参画し、共に責任を担う社会です。平成11(1999)年に制定された「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)において、男女共同参画社会*の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられており、地方公共団体は基本理念にのっとり、男女共同参画社会*の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策や地域の特性に応じた施策を策定し、実施する義務があると定められています。

玉名市では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会*の実現」を目指して、平成17(2005)年12月に「玉名市男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。)を施行し、男女共同参画の指針に関する基本理念や市、市民等の責務、基本的事項などを定めています。

また、この条例に基づき、平成20(2008)年に第1次となる「玉名市男女共同参画計画」(以下「第1次計画」という。)を策定し、以降2度の改訂を行いながら、男女共同参画社会*の実現に向けた取組を推進してきました。

平成30(2018)年3月に策定した、「第3次玉名市男女共同参画計画」(以下「第3次計画」という。)から5年が経過し、少子高齢化の進行や家族の姿の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大による女性の雇用への影響等、社会経済情勢が大きく変化していること等を踏まえ、「第4次玉名市男女共同参画計画 すまいるハーモニーたまな」(以下「第4次計画」という。)を策定し、男女共同参画社会*の実現に向けて更なる取組を推進します。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、国の「基本法」第14条第3項及び市の「条例」第10条に基づき策定するものです。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」(以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画(以下「DV対策基本計画」という。)を包含するものとします。

さらに、「第2次玉名市総合計画【後期計画】」を上位計画とし、計画策定にあたっては、これまでの「第1次計画」、「第2次玉名市男女共同参画計画」(以下「第2次計画」という。))「第3次計画」を継承しつつ、市の関連する諸計画との整合を図ります。

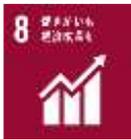
3 本計画とSDGsの関係

「SDGs」は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための令和12(2030)年までの開発目標です。令和12(2030)年を期限として、17の開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)を掲げ、国際社会全体の課題として取組を進めています。

特に、SDGsの目標5「ジェンダー*平等を実現しよう」は、男女共同参画社会*の実現に直接的に関わるものです。

本市においても、SDGsの理念「誰一人取り残さない」を踏まえ、ジェンダー*平等な社会の実現を推進していくことが求められています。

SDGsのうち、本計画との関係性が深いものは、以下のとおりです。

	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		国内および国家間の格差を是正する
	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする
	ジェンダー*平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント*を図る		持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

※「第4章 計画の内容」の重点目標ごとに関連するアイコンを掲載しています。

4 計画の期間

第4次計画は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

5 男女共同参画をめぐる動き

(1) 世界の動き

① 国際婦人年と世界女性会議

国際連合(以下「国連」という。)は、女性の自立と地位向上に国際的に取り組むものとして、昭和50(1975)年を「国際婦人年」と決めました。同年に第1回世界女性会議がメキシコシティで開催され、「世界行動計画」が採択されました。更に同年の第30回国連総会では、1976年から1985年までを「国連婦人の10年」とし、その目標を「平等・発展・平和」とすることを宣言しました。

② 女子差別撤廃条約

昭和54(1979)年に、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が国連総会において採択されました。条約の第1条では『女子に対する差別』とは、「性にに基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と定義されています。日本ではその批准に向けて、「国籍法」の改正、「高等学校の家庭科共修」の実現、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律*」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の制定の3つの改正が行われました。

③ 第4回世界女性会議

平成7(1995)年に北京で開催され、女性の地位向上とエンパワーメント*を達成するために優先的に取り組むべき12の重大問題領域が明記された「行動綱領」と、その実現への決意を示した「北京宣言」が採択されました。

④ UN Women が発足

平成23(2011)年に「ジェンダー*平等と女性のエンパワーメント*のための国連機関」(UN Women)が正式に発足されました。ジェンダー*平等や女性のエンパワーメント*に向けた活動を主導、支援、調整しています。

⑤ ジェンダーギャップ

諸外国においては、クォータ制*の導入や男女格差解消のための法整備を進めているなかで、男女共同参画が遅れている日本は、令和4(2022)年に公表されたジェンダーギャップ指数*において、146か国中116位となっており、先進国の中で最低レベルとなっています。

(2) 国の動き

国では、男女共同参画社会*の実現に向け、国際社会における取組とも連動しながら、平成11(1999)年に「基本法」が公布・施行され、この法律に基づいた「男女共同参画基本計画」が平成12(2000)年に策定されました。その後、5年ごとに基本計画が改訂され、令和2(2020)年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

第5次男女共同参画基本計画においては、経済社会環境や国勢情勢の変化を踏まえ、ジェンダー*平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会*の形成の促進を図ることとしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

こうした男女共同参画基本計画の目指すべき社会の将来像からは、「多様性」、「男女の人権の尊重」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)」、「包括的かつ持続可能な社会」の4つを今後の「男女共同参画社会*」実現のための重要なキーワードとして位置づけることができます。

また、平成30(2018)年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。その後、令和3(2021)年に一部改正され、性的な言動等に起因する問題(セクハラ・マタハラ等)への対応を含む、国・地方公共団体の施策の強化等が盛り込まれました。

令和元(2019)年には、改正女性活躍推進法が公布・施行され、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、一般事業主行動計画*の策定義務の対象拡大、パワーハラスメント*等の防止対策の強化などが定められました。令和4(2022)年に改正され、一般事業主行動計画*の策定義務の対象が拡大されました。

令和2(2020)年には、「男女雇用機会均等法*」が改正され、ハラスメント*防止対策の実効性の向上に努めることなどが定められています。

令和3(2021)年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」という。)が改正され、産後パパ育休制度の創設や個別周知・意向確認の措置を事業主に義務付けるなど、男女とも仕事と育児を両立できる環境整備を進めています。

(3) 熊本県の動き

熊本県では、平成13(2001)年3月に「熊本県男女共同参画計画(ハーモニープランくまもと21)」を策定し、同年12月には「熊本県男女共同参画推進条例」を制定しました。その後、5年ごとに計画を改訂し、熊本県の男女共同参画に関する施策及び事業を総合的かつ計画的に推進してきました。

令和3(2021)年には、「第5次熊本県男女共同参画計画」を策定し、法制度や社会経済情勢の変動を反映し、多様性に富んだ持続可能な社会の実現に向けた取組を進めています。

また、平成26(2014)年に、産学官の多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置しています。平成27(2015)年には会議参加団体が連携して取り組む施策・事業をとりまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定し、経済・労働分野における女性の社会参加の加速化に取り組んでいます。

さらに、平成28(2016)年に、女性活躍推進法*に基づき、「熊本県女性の活躍推進計画」を策定しています。

📍 県の関連計画のポイント

第5次熊本県男女共同参画計画

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- ・男女がともに仕事と生活を両立できる男女共同参画社会*の実現を目指し、一人一人が自らの意思に基づき、自信と誇りを持って職場・家庭・地域などあらゆる分野に参画し、活躍できるよう取組を進める。

II 安全・安心な暮らしの実現

- ・生涯を通じて心身ともに健康で安心した暮らしができるよう、女性に対するあらゆる暴力の根絶に取り組むとともに、災害に強い社会の実現に向けた男女共同参画の視点からの防災・復興を推進する。

III 男女共同参画社会*実現のための意識改革・就業環境の充実

- ・固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消のため、男女双方の意識改革などを促進するとともに、男女が学び活躍し続けられる環境整備や、仕事と家事・子育て・介護を両立できる支援基盤整備の推進を図る。

IV 推進体制の整備・強化

- ・男女共同参画社会*づくりを地域主導で推進するため、市町村と県が連携体制を強化して地域に根差した取組を進めるとともに、国際社会や国の取組とも連動し、各施策を推進する。

(4) 玉名市の取組

平成3(1991)年に旧玉名市において、庁内に女性行政窓口を設置しました。その後旧岱明町、旧横島町、旧天水町においても女性施策担当を設置し、女性問題解消に向けた取組を始めました。

組織体制として、旧玉名市では、平成10(1998)年、教育委員会社会教育課に男女共同参画行政を担当する「女性少年係」を新設しました。平成13(2001)年には、機構改革により総務部総務課男女参画係を設置するとともに、「玉名市男女共同参画社会推進懇話会」を発足させ、市への提言が行われました。平成14(2002)年には、「玉名市男女共同参画計画」を策定し、平成16(2004)年に「玉名市男女共同参画推進条例」を施行しました。

旧岱明町では、平成12(2000)年に「岱明町男女共同参画社会推進懇話会」が発足しました。

旧天水町では、平成14(2002)年に「天水町男女共同参画社会推進懇話会」が発足しました。また、平成16(2004)年に、「天水町男女共同参画計画～女と男共に生きる～」を策定しました。

平成17(2005)年10月に旧玉名市、旧岱明町、旧横島町及び旧天水町が合併し、新市制の玉名市において市民部人権啓発課男女共同参画係を設置し、同年12月には「条例」を制定しました。

推進体制については、平成18(2006)年に男女共同参画社会*の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査・審議するために「玉名市男女共同参画審議会」を発足させ、また男女共同参画社会*の形成に向けた総合的企画及び効果的な施策の推進を図るため「玉名市男女共同参画社会行政推進委員会」を設置しました。その後、平成20(2008)年に、男女共同参画社会*の実現に向けた施策を総合的・効果的に推進するため、「第1次計画」を策定しました。平成25(2013)年、公募による2名の委員を含めた男女共同参画審議会において、「第2次計画」を策定し、平成30(2018)年には、「男女(ひと)がともに尊重しあい、自分らしく生きられる社会の実現」を基本目標とする「第3次計画」を策定しました。

さらに、令和3年には第3次計画の終了を見据え、第4次計画策定の基礎資料とするため、市民・中学生・事業所を対象に男女共同参画に関する意識と実態を調査しました。そして、「玉名市男女共同参画審議会」、「玉名市男女共同参画社会行政推進委員会」及び「玉名市男女共同参画社会行政推進委員会(専門部会)」において、施策の成果を総合的に検証し、見直しを行うなど議論を重ね、「第4次計画」の策定に至りました。



第2章

玉名市の男女共同参画 にかかると現状と課題

第2章 玉名市の男女共同参画にかかる現状と課題

1 玉名市の現状

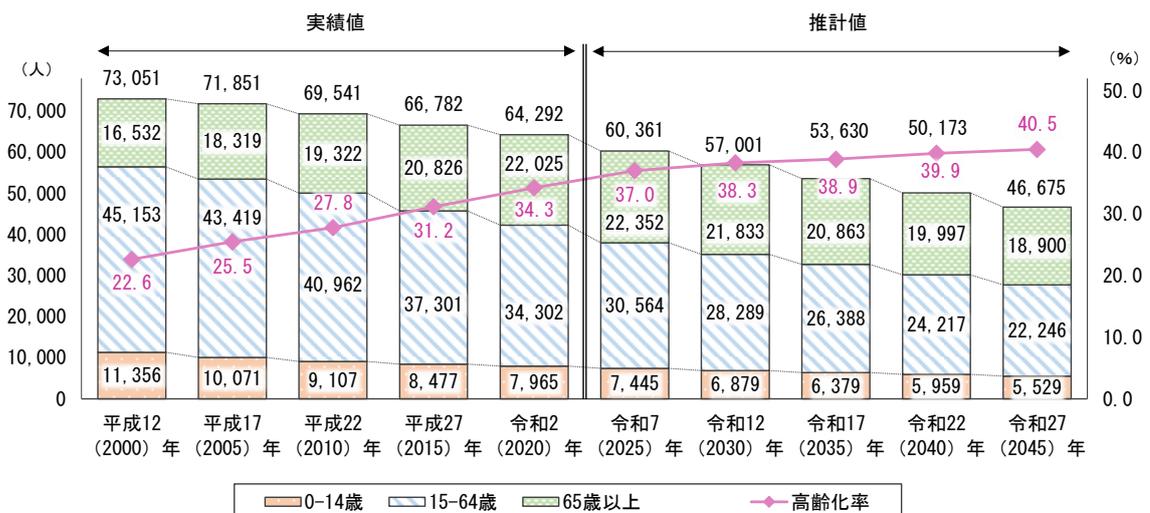
(1) 人口の状況

1) 総人口の推移

本市の総人口は、減少傾向にあり、令和2(2020)年では64,292人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、老年人口(65歳以上)は増加し続けている一方、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は減少の一途をたどっており、本市においても少子高齢化が進行しています。

図表-1 総人口・年齢区分別人口(高齢化率)の推移(玉名市)



資料：実績値は各年国勢調査、推計値は社人研(平成30(2018)年推計)

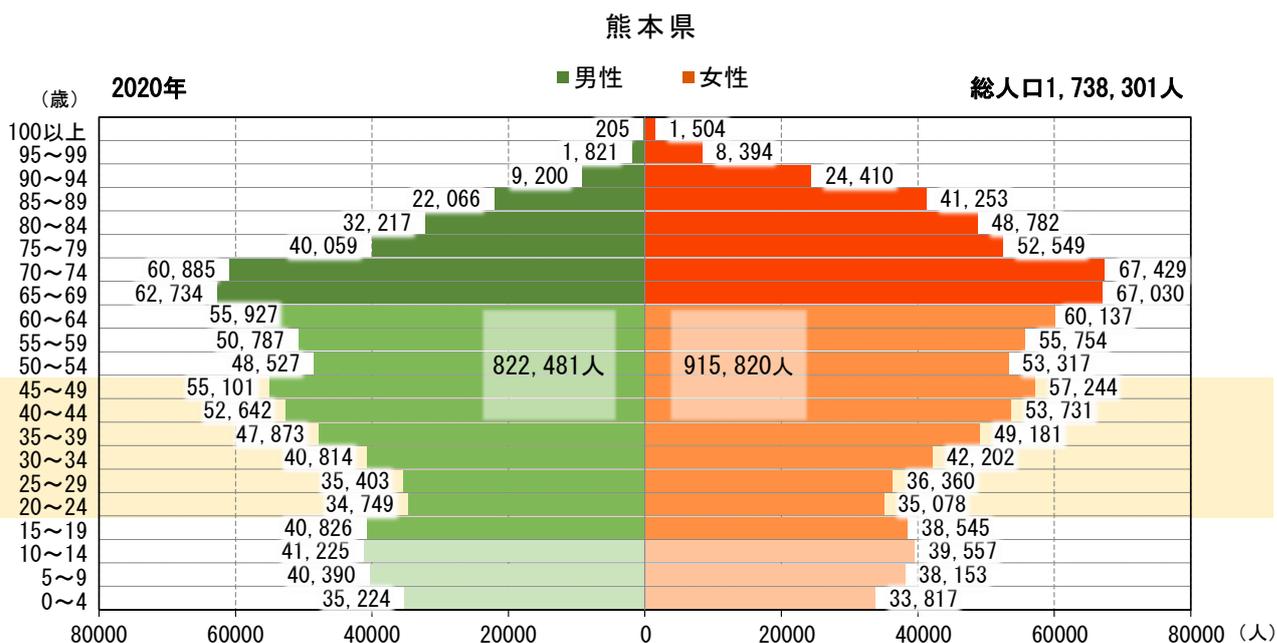
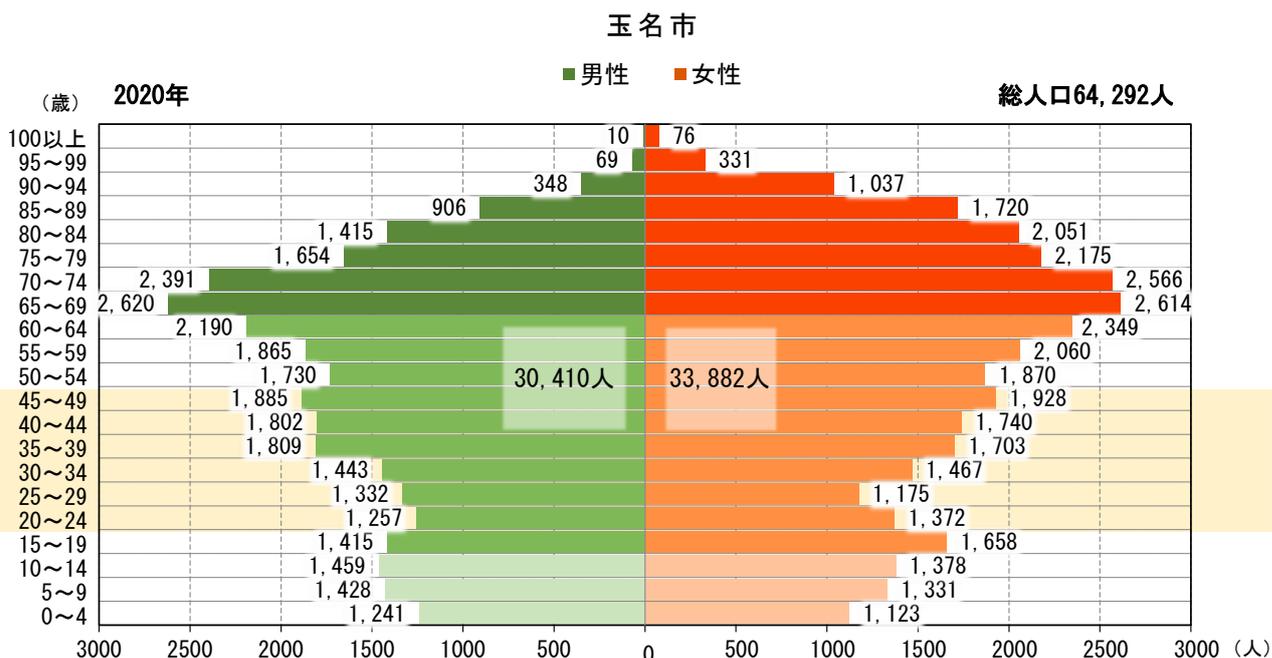
※なお、平成17(2005)年までの実績値は、旧玉名市、旧岱明町、旧横島町及び旧天水町の値を合計したもの。

2) 5歳年齢階級別人口構成

令和2(2020)年における本市の5歳年齢階級別人口をみると、65～69歳の人口が男女ともに最も多くなっています。

子育ての中核を担う世代の人口は、熊本県では女性の人口が男性の人口を上回っていますが、本市では、男性の人口が女性の人口をやや上回っています。

図表-2 5歳階級別人口構成



資料：国勢調査

(2) 家族形態・婚姻関係の変化

1) 一般世帯の状況

年々、「夫婦と子ども世帯」の割合が低下し、『ひとり親世帯』（「父親と子ども」、「母親と子ども」）や「単独世帯」の割合が上昇するなど、家族形態が変化しています。

図表－3 家族類型別一般世帯数（玉名市）

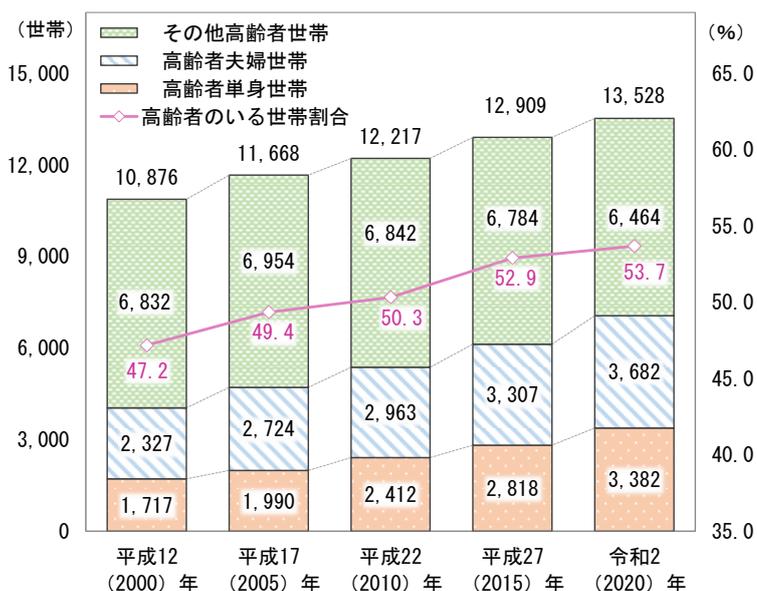
	平成12 (2000)年		平成17 (2005)年		平成22 (2010)年		平成27 (2015)年		令和2 (2020)年	
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)
一般世帯総数	23,051	100.0	23,643	100.0	24,274	100.0	24,398	100.0	25,197	100.0
核家族世帯	12,799	55.5	13,348	56.5	13,501	55.6	13,724	56.3	14,051	55.8
夫婦のみ	4,484	19.5	4,687	19.8	4,876	20.1	5,080	20.8	5,387	21.4
夫婦と子ども	6,606	28.7	6,562	27.8	6,371	26.2	6,273	25.7	6,158	24.4
父親と子ども	242	1.0	296	1.3	308	1.3	392	1.6	420	1.7
母親と子ども	1,467	6.4	1,803	7.6	1,946	8.0	1,979	8.1	2,086	8.3
その他の親族世帯(核家族以外の世帯)	5,787	25.1	5,385	22.8	4,778	19.7	4,126	16.9	3,281	13.0
非親族世帯	37	0.2	66	0.3	154	0.6	140	0.6	168	0.7
単独世帯	4,428	19.2	4,844	20.5	5,839	24.1	6,402	26.2	7,693	30.5
不詳	0	0.0	0	0.0	2	0.0	6	0.0	4	0.0

※構成比は一般世帯を100とした時の比率。世帯数は世帯類型「不詳」を含む
資料：国勢調査

2) 高齢者世帯の状況

令和2(2020)年の「高齢者のいる世帯数」は、13,528世帯で、平成12(2000)年の10,876世帯から2,652世帯増加しています。その中でも、「高齢者単身世帯」が最も増加しています。

図表－4 高齢者世帯数の推移（玉名市）

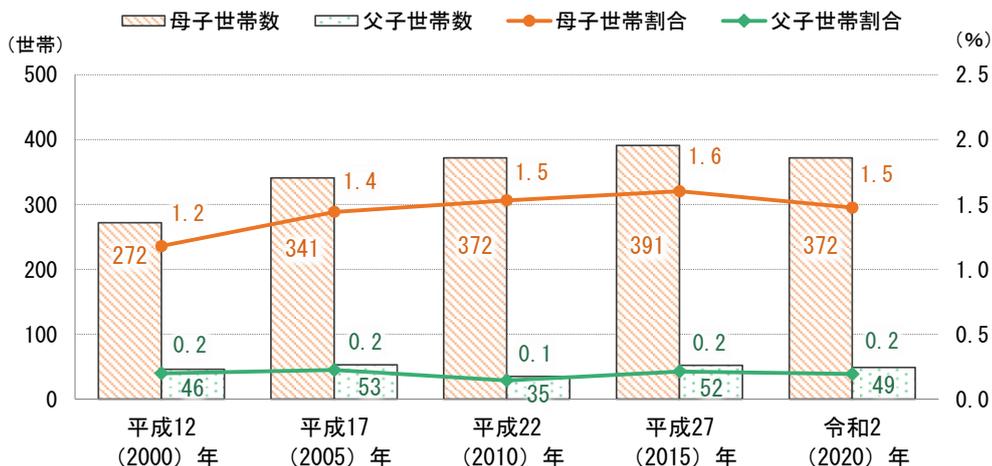


資料：国勢調査

3) ひとり親世帯の状況

本市の一般世帯に占めるひとり親世帯数は、令和2(2020)年で421世帯となっています。母子世帯数は、平成12(2000)年の272世帯から令和2(2020)年の372世帯と、20年間で100世帯増加しています。

図表－5 ひとり親世帯の推移（玉名市）



※母子世帯数とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯数。父子世帯数とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯数。

資料：国勢調査

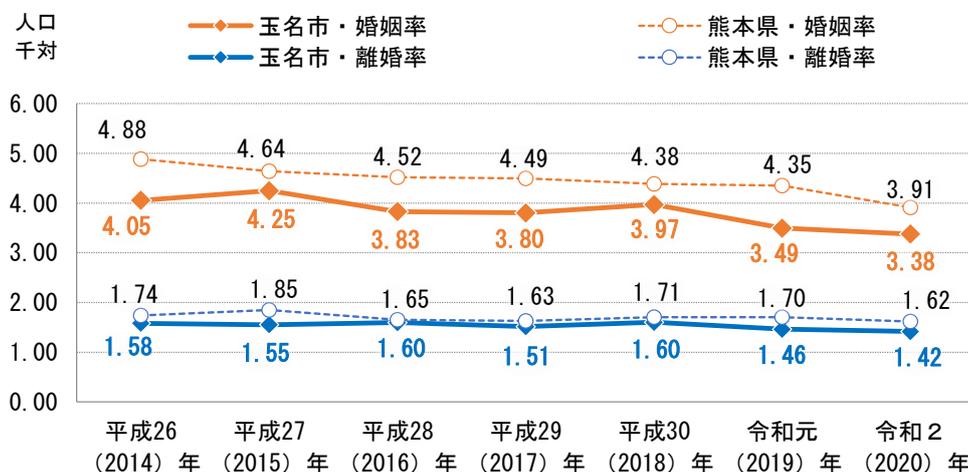
4) 婚姻率・離婚率の推移

近年の婚姻率(人口千対)は、平成27(2015)年以降低下を続け、令和2(2020)年では3.38となっています。

離婚率(人口千対)は、横ばいで推移しており、令和2(2020)年では1.42となっています。

婚姻率・離婚率ともに、熊本県を下回って推移しています。

図表－6 婚姻率・離婚率の推移

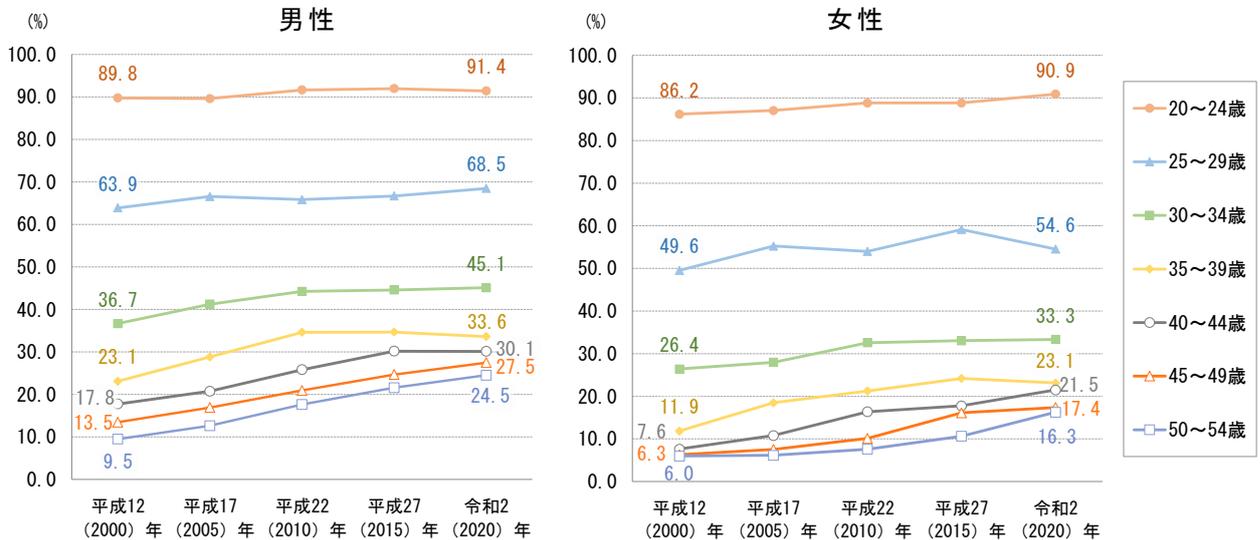


資料：熊本県人口動態調査報告

5) 未婚率の推移

未婚率について、平成12(2000)年から令和2(2020)年の推移をみると、男女ともにすべての年代で、未婚率が上昇しています。

図表-7 未婚率の推移(玉名市)



資料：国勢調査

(3) 女性の就労をめぐる状況

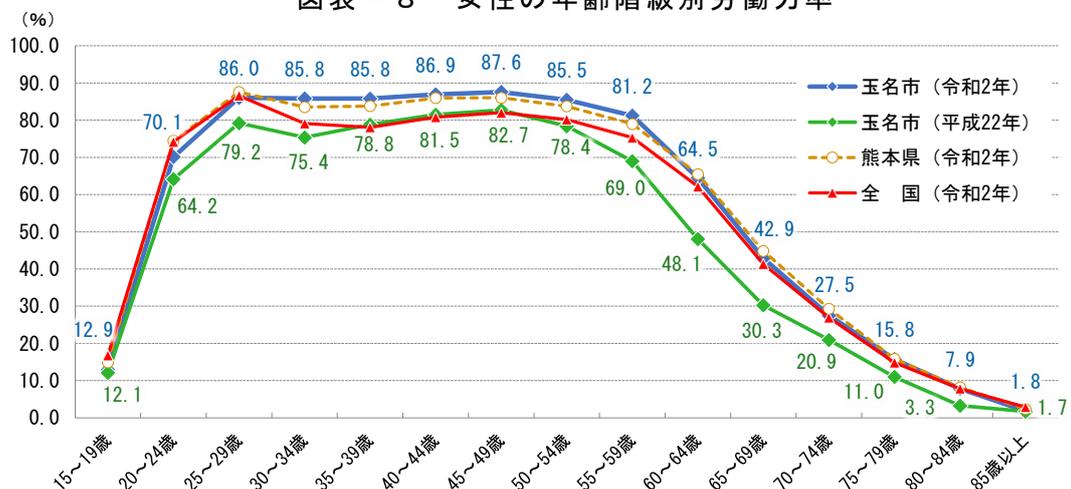
1) 女性の年齢階級別労働力

女性の労働力率は、一般的に結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描くといわれています。

本市の令和2(2020)年における女性の年齢階級別労働力率は、平成22(2010)年に比べ高く、また、M字カーブは改善されています。

30~50歳代の労働力率は、国や県と比較しても高くなっており、未婚者の増加や結婚・出産期に退職する者の減少等が要因と考えられます。

図表-8 女性の年齢階級別労働力率

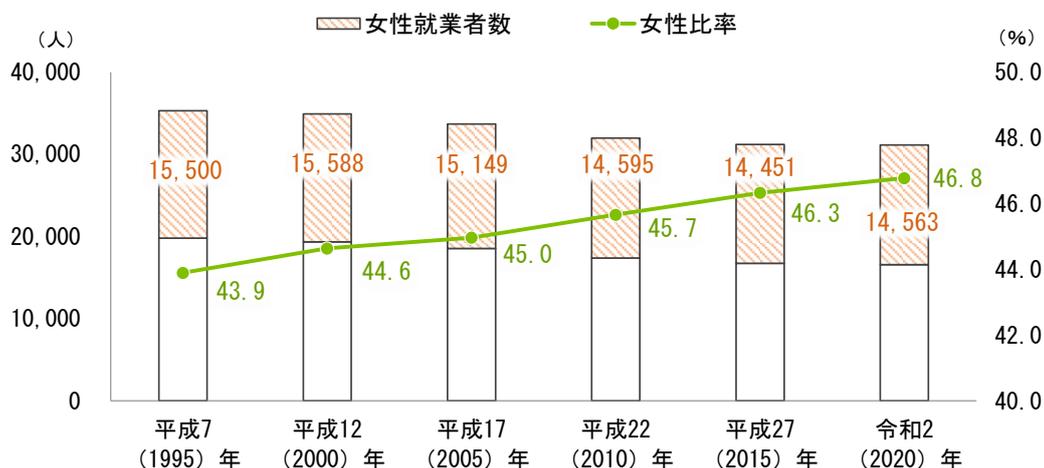


資料：国勢調査

2) 女性の就業状況

女性の就業者数は減少傾向にありますが、就業者に占める女性の割合は増加しています。

図表－9 女性の就業者数、就業者に占める女性の割合（玉名市）



資料：国勢調査

3) 女性の管理職等の在職状況（市職員）

本市の令和4(2022)年度における管理職(課長級以上)総数に占める女性の割合は5.9%となっており、平成30(2018)年度以降減少傾向にあります。

一方で、課長補佐級や係長級に占める女性職員の割合や全体の女性割合は、上昇しています。課長補佐級の割合は、平成28(2016)年度から令和4(2022)年度までの7年間で9.2ポイント高くなっています。

図表－10 女性の管理職等の在職状況（玉名市）

年度	管理職									課長補佐級			係長級			全体の女性割合 (%)
	部長級			課長級			うち女性 (人)	割合 (%)	うち女性 (人)	割合 (%)	うち女性 (人)	割合 (%)				
	うち女性 (人)	割合 (%)	うち女性 (人)	割合 (%)	うち女性 (人)	割合 (%)										
平成28年度	51	4	7.8	9	0	0.0	42	4	9.5	52	5	9.6	119	35	29.4	19.8
平成29年度	52	4	7.7	10	0	0.0	42	4	9.5	57	6	10.5	114	36	31.6	20.6
平成30年度	52	5	9.6	11	1	9.1	41	4	9.8	60	5	8.3	118	42	35.6	22.6
令和元年度	55	5	9.1	12	2	16.7	43	3	7.0	60	8	13.3	127	50	39.4	26.0
令和2年度	54	4	7.4	11	1	9.1	43	3	7.0	67	10	14.9	126	57	45.2	28.7
令和3年度	52	3	5.8	10	0	0.0	42	3	7.1	67	10	14.9	129	63	48.8	30.6
令和4年度	51	3	5.9	9	0	0.0	42	3	7.1	64	12	18.8	135	61	45.2	30.4

資料：玉名市女性職員活躍推進特定事業主行動計画【後期計画】(令和3年)

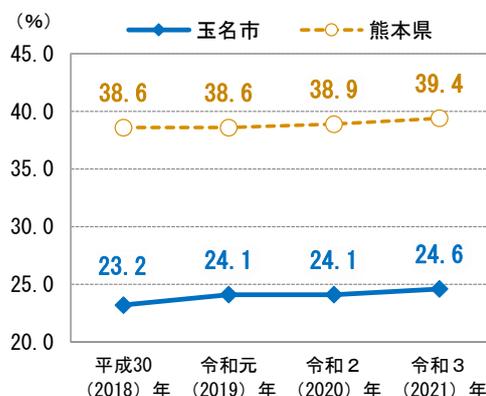
※令和3年度～4年度は、女性活躍推進特定事業主行動計画に基づく実施状況(各年7月公表分)

(4) 地域・社会活動における男女共同参画の状況

1) 審議会等への女性の登用状況

本市の審議会等における女性委員の登用率は、令和3(2021)年に24.6%となっており、平成30(2018)年より増加していますが、熊本県と比べると14.8ポイント低い状況です。

図表-11 審議会等における女性比率

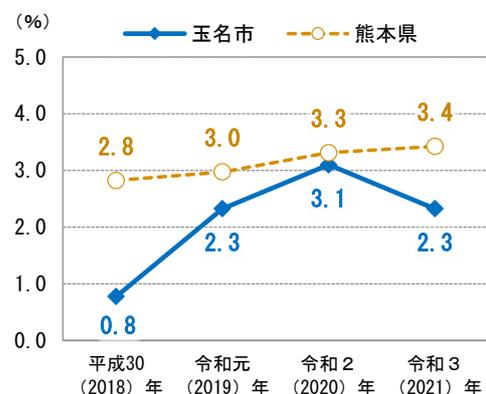


資料：玉名市は庁内資料、熊本県は令和3年度(2021年度)版熊本県男女共同参画年次報告書より作成

2) 区長(自治会長)の女性比率

本市の区長における女性比率は、令和2(2020)年まで増加傾向でしたが、令和3(2021)年に減少しており、熊本県と比べると低い状況となっています。

図表-12 区長(自治会長)の女性比率



資料：玉名市は庁内資料、熊本県は令和3年度(2021年度)版熊本県男女共同参画年次報告書より作成

3) 地域における委員等の女性比率

本市の民生委員・児童委員の女性比率は49.3%、PTA会長の女性比率は4.8%となっており、熊本県と比べて低くなっています。

図表-13 地域における委員等の女性比率

	総数(人)	うち女性の数(人)	女性比率(%)	(参考)
				熊本県の各委員の女性比率(%)
民生委員・児童委員	138	68	49.3	65.5
PTA会長	21	1	4.8	12.1

資料：玉名市は庁内資料(令和3年5月現在)、熊本県は令和3年度(2021年度)版熊本県男女共同参画年次報告書(令和3年4月現在)より作成

(5) 現状からみた課題

1) 人口減少・高齢化の進展への対応

・総人口の減少、高齢者の増加により、地域活動や地域経済の衰退が懸念されます。性別にかかわらず、家庭や仕事において、個性と能力を十分に発揮できる地域社会を築いていくことが必要です。

2) 家族形態・婚姻関係の変化に対する環境整備

・ひとり親世帯や高齢者単身世帯、未婚率の増加に伴い、子育てや親の介護について、一人で背負うリスクが高くなるため、育児・介護と就労の両立を可能とするための「使える」制度の整備を推進することが必要です。
・これまでの傾向を踏まえると、今後もひとり親世帯が増えていくと予想され、就労や経済面で厳しい状況に置かれることが懸念されます。生活及び就労支援を充実させ、母子・父子の自立を促すことが必要です。

3) 女性の就労をめぐる課題

・本市の女性の労働力率は上昇傾向にありますが、管理職(課長級以上)総数に占める女性の割合は平成30(2018)年度以降減少傾向にあります。女性の就業は拡大していることから、働く女性がこれまで職業を通じて培ってきた能力や経験を活かし、管理的立場で活躍できるようにするため、継続就労の支援に加え、女性の管理職への登用、能力開発、キャリア形成等の取組が一層重要となっています。

4) 地域・社会活動における男女共同参画の課題

・審議会等への女性の登用状況は、平成30(2018)年から1.4ポイントの漸増となっています。本市では第3次計画において、35.0%以上の登用を目指しており、女性委員の参画を促す取組が必要です。
・区長(自治会長)や地域における委員等の女性比率が低い傾向にあります。地域活動が特定の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、地域活動に多様な性や年齢層の参画を促進し、地域における多様な政策・方針決定過程への女性や性的少数者*(LGBT等)の参画拡大を図ることが必要です。

2 市民意識調査・事業所実態調査からみた現状と課題

(1) 男女共同参画に関する意識について

現状	・男女の地位の平等感について、前回調査と比べると、「職場」「政治」「社会通念・慣習・しきたり等」の分野において、『男性優遇』と感じている女性が増えており、男性は「職場」と「政治」以外の分野では『平等である』と感じている人が増えています。
成果	・「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方について、「同感しない」と回答した人が全体で51.8%となっています。前回調査よりも12.5ポイント増えており、第3次計画の成果といえます。
課題	・男女間での意識の差がみられるので、今後も男女共同参画に関する意識を高めていく啓発の継続が必要です。

(2) 仕事と家庭・地域生活の両立について

現状	・男女ともに約半数の人が、働きたい女性が職業を持ち続けられないのは、仕事と家庭が両立できる制度が不十分であること、育児休業などの仕事と家庭が両立できる制度があっても、それを利用できる職場の雰囲気ではないことが原因であると考えています。 ・令和2年の1年間に配偶者が出産した男性のうち育児休業取得者が0人の事業所は6割です。また、令和2年の1年間の介護休業取得者が0人の事業所は9割を超えています。事業所でのワーク・ライフ・バランス*の取組状況は前回調査よりも進んでいますが、育児・介護休業に関する取組は不十分です。
課題	・雇用される側への制度の周知だけでなく、事業主の理解を促進し、事業主・地域・行政の協働により、保護者や介護者の負担軽減のために支援をしていくことが必要です。

(3) 女性の参画について

現状	・政治や行政、職場などにおいて、企画立案や方針決定の場に女性の参画が、いまだ少ない原因について、男性優位の組織運営や性別役割分担意識であると感じている割合が前回調査よりも高くなっています。 ・事業所では、男性に比べて女性の管理職が少ない状況です。また、女性の復職支援等の取組については事業所によって差があります。
課題	・女性の参画を促進するために、女性リーダーの育成に向けた社会教育の整備、地域や職場など様々な場における男女の均等な待遇の確保、女性の管理職登用などの取組を進めることが必要です。

(4) ハラスメント*、ドメスティック・バイオレンス*（DV）等について

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・DV*について、市民の認知度は高くなっていますが、中学生のデートDV*についての認知度は低く、6割が「知らない」と回答しています。また、デートDV*に該当する行為を経験した生徒もいます。 ・配偶者等からの暴力について聞きしたり、自分が受けた人のうち、どこにも相談しなかった人は男女ともに3分の1を占めています。また、DV*を受けた時に我慢した女性は、男性に比べて多くなっています。 ・事業所では、「パワーハラスメント*」に関する問題が多くなっています。また、ハラスメント*に関する判断に難しさを感じている事業所が多い状況です。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、DV*に関する正確な情報の普及に加え、若年層への教育・啓発を強化し、DV*を予防する取組が必要です。 ・被害者の人権を守り支援するために、相談体制及び啓発活動の強化が必要です。また、男性の方が相談できないと感じている傾向にあるので、男性のための相談機関、支援策についても整備・拡充が求められます。 ・ハラスメント*に関する啓発活動・情報提供が必要です。

(5) 自分らしく生きられる社会について

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・男女が性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会が実現されていないと感じている市民が約6割となっています。 ・子どもによっては、将来の進路選択について性別により制約を受けている可能性があります。 ・少数ですが、自分の身体の性、心の性などに悩んだことがある市民・中学生がいます。また、全体では17.4%の市民が、性的少数者*(LGBT等)に関する差別的な言動を受けたり、聞きした経験があります。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが個性と能力を十分に発揮できる機会を確保することが重要な課題です。 ・性的少数者*(LGBT等)の人たちへの偏見や差別をなくし、生活しやすい社会を実現するために、学校教育の場における学習機会の充実や、誰もが働きやすい職場環境づくりに向けた企業や事業者への啓発活動の推進が求められています。

(6) ヤングケアラー*について

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・幼いきょうだいの世話をしたり、障がいや病気のある家族の代わりに家事をしている中学生がいます。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー*の子どもたちがいるという視点を持ち、支援体制を整備することが必要です。

3 関係団体ヒアリング調査からみた現状と課題

本市の男女共同参画の現状と課題を把握、整理し、より現状に即した施策を実施するために、本市の地域経済団体や農業団体、子育て支援団体、食支援活動団体の計10か所にヒアリング調査を行いました。

団体から出された共通する意見や主な課題を整理すると以下のとおりになります。

(1) 雇用機会や待遇、労働環境の整備について

- ・管理的職業従事者に占める女性の割合が低い状況です。
- ・役員における多様性(ダイバーシティ)の確保が出来ていないため、意思決定過程への女性の参画が進んでいない状況にあります。
- ・女性の復職・再就職、起業等における支援が不足しています。
- ・フレックスタイム*制や在宅勤務など柔軟な働き方に関して取組が不足しています。
- ・育児休業制度はありますが、男性の取得は少ない状況です。 (経済団体)

(2) 仕事と家庭・地域生活の調和について

- ・多様なライフスタイル*に対応した子育て支援策を充実させる必要があります。 (経済団体、子育て支援団体)
- ・育児休業から職場復帰の母親は仕事のブランクに加え、帰宅後の子育てと家事を両立できるか不安な様子が伺えました。一人ひとりの事情に応じた多様な働き方や仕事と育児・介護の両立に資する各種制度の周知徹底が必要です。 (子育て支援団体)
- ・祖父母世代には固定的な役割分担意識があり、男性には家事をさせられないなどと思っている方がいます。固定的な性別役割分担意識*の解消に向けた取組が必要です。 (子育て支援団体)
- ・男性は家事をすることが当たり前で素敵なことだという社会的気運の醸成が必要だと思えます。 (子育て支援団体)
- ・地域行事で男性の参加が多く見受けられます。また、子どもの授業参観に参加する父親が増えている印象です。 (子育て支援団体)

(3) 男女共同参画の視点から見た子育ての状況について

- ・男性の育児参画は進みつつありますが、多くの家庭では家事や育児を主に女性が行っており、仕事との両立が難しい状況です。 (子育て支援団体)
- ・男性が家事・育児等へ参画する意義を社会的に浸透させる必要があります。 (子育て支援団体)
- ・家事や育児に対する知識・意識の男女間のギャップを埋めていく必要があります。 (子育て支援団体)
- ・利用者の約8割がシングルマザーを中心としたひとり親家庭です。 (食支援活動団体)

(4) 政策・方針決定の場における女性の登用状況について

- ・男性が多い理事会の中で女性も発言できていますが、古い体質だと感じます。 (経済団体)
- ・役員の変更は立候補制で行われますが、女性の立候補は少ない状況です。 (経済団体)
- ・農業委員会の委員は、男女関係なく選任制で選出されますが、女性は少ない状況です。 (農業団体)

(5) 男女共同参画に関する教育・学習の実施状況について

- ・改正女性活躍推進法や改正育児・介護休業法については、法改正のお知らせとしてホームページに載せています。しかし、男女共同参画に関する教育・学習については実施していません。 (経済団体)
- ・プレママ・プレパパ学級で、おむつ交換や妊婦体験等の学習を実施しています。 (子育て支援団体)

(6) コロナ禍による不安や悩みの変化、新たな問題等について

- ・女性で、コロナによって仕事が無くなってしまった方がいました。
(子育て支援団体)
- ・コロナによる自粛、休園、休校で子育て家庭の不安増加や就業への影響が出ています。
(子育て支援団体)
- ・母親同士のつながる機会が減ったり、出産時に父親が立ち会えないなど、母親の妊娠・出産・育児が孤立化しています。「孤育て」を防ぐとともに、妊産婦や母親への心身の健康について十分な配慮が必要です。(子育て支援団体)
- ・着用しているマスクが、子どもの言葉の発達に及ぼす影響を懸念しています。
(子育て支援団体)
- ・仕事をされていたお母さんが家にいるようになり、生活に苦しんでいる家庭があります。また食支援が大変助かっているという話を聞くことがあります。
(食支援活動団体)

(7) 男女共同参画社会*の実現のために必要な取組

- ・夫婦共働きが多い中、多くの家庭では主に女性が育児を担っているので、学童保育やファミリー・サポート・センター事業の利用料金を補助するなど、母親が就労しやすい環境づくりに取り組んでほしいです。(子育て支援団体)
- ・組織の中に女性が入りづらい現状があるので、入りやすくなる取組を進めていく必要があると思います。(農業団体)
- ・女性農業者はいますが、夫や姑が女性を代表者として名前を挙げたがらない現状があるので、変えていく必要があると思います。(農業団体)
- ・社会全体の理解促進や支援体制の整備など、仕事と生活の調和に向けた社会の仕組みづくりが必要です。
(経済団体、農業団体、子育て支援団体、食支援活動団体)
- ・小・中学校で男女差別や性差別の事例を学習したり、子育てセミナーへの男性の積極的な参加推進など、男女共同参画に向けた教育の強化が必要です。
(経済団体、子育て支援団体、農業団体)
- ・児童虐待やDV*等の情報共有を密にする必要があると思います。
(食支援活動団体)
- ・子どもや高齢者を地域で見守り育てていくということを施策として取り組まなければならないと思います。
(食支援活動団体)

4 施策実施状況からの課題

(1) 広報・啓発活動

1) 効果的な広報・啓発活動の検討が必要です

- ・広報紙やホームページ、図書館の特設コーナーの設置等、市民が男女共同参画についての理解を深められるような取組が行われていますが、年代や地域、立場によって浸透に差があるため、それぞれの対象者に応じた効果的な啓発の方法を検討することが必要です。
- ・国際的理解を推進するために、国際的な取組や女性の視点を踏まえた民間レベルの交流活動の状況を把握し、市民に情報提供することが必要です。
- ・関係機関とのデートDV*に関する認識を一致させ、若年層へのDV*予防に関する取組を充実させることが必要です。
- ・子宮頸がん検診の受診率が低いため、受診率向上のための啓発が必要です。
- ・「アンコンシャス・バイアス*」など、まだあまり耳にしない男女共同参画に関する言葉についても、周知を図り市民の理解を深めることが必要です。

(2) 意識啓発

1) 男女共同参画について学ぶ機会の充実が必要です

- ・家庭や地域において、男女共同参画に関する学習や教育の機会、関心を高めるような講座の充実が必要となっています。また、オンラインを利用するなど、新たな形での学習機会の提供を検討することも必要です。
- ・女性が女性自身の意識を変え、審議会等において委員として活発な発言ができるようにするために、研修や学習に加え、意見を発言する機会を充実させることが必要です。
- ・健康づくりに関して、ライフサイクルに応じた取組が実施されていますが、女性特有の健康問題等に対して、男性も正しい知識を学び、女性の不安や悩みに寄り添える男女共同参画の視点に立った健康支援が必要です。
- ・ハラスメント*防止、DV*等の人権侵害に関する学習や啓発は実施されていますが、今後もあらゆる人々の人権を守るために生涯を通じた学習機会の充実が必要です。

(3) 女性の社会参画

1) 女性の参画を促進する取組の充実が必要です

- ・「玉名市女性人材リスト」について、十分に活躍できていない登録者がいることや、専門的な分野の人材が不足している現状があるので、幅広い人材の確保が必要です。
- ・審議会等への女性委員の登用を促進するために、公募制を導入していますが、公募しても集まらない場合もあるため、その分野に関心を持った市民を増やすための取組を検討することが必要です。
- ・令和4年5月1日現在の女性区長は7名となっており、各区でも女性参画促進の取組がなされていますが、地域に女性リーダーが増えるよう各区の取組への支援及び意識啓発が必要です。
- ・育児休業等に関して十分な対応ができにくい中小規模の事業所等を支援するための取組が必要です。
- ・現在、小規模の企業では夫が経営、妻が経理といった場合が多い状況にあり、女性経営者や女性リーダー育成のため、起業支援やセミナー等の取組の充実が必要です。
- ・農林水産業の分野においては、女性が主体的に農業経営に参画できるよう、今後も家族経営協定*の締結に関する啓発を続けることが必要です。
- ・防災分野においては、女性消防団員の一般募集を行っていますが、応募者がいない状況が続いています。また、令和3年度に防災会議の女性委員が6名となっていますが、今後も多様な視点を取り入れるために女性委員の登用を促進することが必要です。

(4) 困難を抱える人への対応

1) 安心して暮らすための支援の充実が必要です

- ・ユニバーサルデザイン*に基づく環境の整備が求められています。
- ・虐待や深刻な内容の相談が増えており、今後も、玉名市生活安心ネットワーク委員会の開催や「つながるシート」の活用により、庁内や関係機関との連携を図りながら、相談体制を強化していくことが必要です。
- ・地域や隣近所での見守りや支え合いを充実させ、高齢者や障がいがある人、外国人、育児や介護を行う家族等が孤立しない体制づくり、また、その体制を強化していくことが必要です。

(5) 行政の活動

1) 仕事と家庭の両立に率先して取り組むことが必要です

・男性の育児休業等の取得率の向上に結びつくよう取組の検討が必要です。

2) 職員の能力向上に向けた取組の充実が必要で

・女性職員の意識改革、意欲向上に努め、女性の管理職登用へつなげる取組の検討が必要です。

・教職員や保育士等への男女共同参画に関する研修を充実させ、児童・生徒への男女共同参画に関する教育の質を高めることが必要です。

3) 男女共同参画を推進するために連携が必要で

・男女共同参画社会*の実現に向けて、市民や各種団体との連携、ネットワーク体制を整備・強化することが必要です。

5 男女共同参画推進における課題整理

1 政策や方針を決める場における女性の参画拡大と女性の人材育成が必要です。

- ・本市の令和3(2021)年における管理職や審議会等への女性の登用状況、区長や地域における委員等の女性比率は、熊本県と比較して低い状況です。
- ・本市における事業所の女性管理職は少ない状況です。
- ・政策や方針を決める場における女性の参画を拡大するために、管理職や地域活動等の指導的立場への女性の積極的な登用や人材育成事業等の取組が必要です。

2 働く人の活躍を促進する社会の理解と仕組みが必要です。

- ・フレックスタイム*制など柔軟な働き方に関する取組や女性の復職・再就職・起業等における支援が不足しています。
- ・働く場面で活躍したいと希望するすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、労働環境改善等に向けた取組が必要です。

3 農林水産業における女性の活躍を支援することが必要です。

- ・女性が主体的に農業経営に参画できるよう、家族経営協定*の締結や女性の認定農業者*の認定を推進する取組が必要です。

4 地域における男女共同参画の推進が必要です。

- ・小規模の企業では夫が経営、妻が経理という場合が多くなっています。また、区長やPTA会長の女性比率は県と比較して低くなっています。
- ・地域における方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、政治・経済・まちづくりなどにおける女性リーダーの育成が必要です。

5 DV*等から被害者を守る取組、相談支援体制の強化が必要です。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、虐待や深刻な内容の相談が増えています。また、事業所ではパワーハラスメント*に関する問題が多くなっています。
- ・DV*やハラスメント*防止に向けた啓発や被害者の保護等、関係団体と連携しながら、相談支援体制を強化する必要があります。

6 すべての人が安心して暮らせるための支援が必要です。

- ・本市のひとり親世帯は増加傾向にあります。また、ヤングケアラー*の子どもたちや身体の性と心の性との食い違いなどに悩みながら、周囲の心ない言動により苦しんでいる人がいます。
- ・ひとり親家庭やヤングケアラー*、高齢者、障がいがある人、外国人、性的少数者*（LGBT等）への支援が必要です。

7 検診やスポーツ、教育等の包括的な健康支援が必要です。

- ・本市では、性別やライフサイクルに応じた健康相談・健康教室、男女が共に参加しやすい生涯スポーツの推進に取り組んでいますが、より一層男女相互の理解を深めるために、子どもの発達段階を踏まえた性・健康教育の推進、女性特有の病気や男性の心の健康等、各人のライフステージ*に応じた健康支援が必要です。

8 女性の視点を取り入れた防災活動の実施が必要です。

- ・本市の防災会議における女性の比率は低い状態が続いています。
- ・避難生活における女性の安全・安心の確保、女性と男性が災害から受ける影響や男女のニーズの違いへの配慮など、女性の視点を取り入れた防災活動の実施が必要です。

9 固定的役割分担意識解消のための教育、啓発活動が必要です。

- ・固定的な性別役割分担意識*は是正されつつありますが、多くの家庭では家事や子育ての負担が女性に偏りがちです。
- ・女性が社会で活躍するためには、男性の家庭生活への参画が重要であり、講演会や講座の開催、広報紙等を活用した啓発の充実が必要です。

10 各年齢層に応じた教育・学習の機会を充実させるとともに効果的な内容や方法について検討が必要です。

- ・子どもによっては、将来の進路選択について、性別により制約を受けている可能性があります。幼少期から男女共同参画について理解を深めるため、教育内容の充実を図ることが必要です。
- ・家庭や地域において男女共同参画に関する学習や教育の機会の充実、オンラインを利用する等、新たな学習機会の提供などが必要です。

11 仕事と家庭の調和のための多様で柔軟な働き方の支援が必要です。

- ・仕事と育児・介護の両立のための雇用環境は不十分です。また育児休業や介護休業等の制度はあっても、それを利用できる職場の雰囲気ではないという現状があります。
- ・仕事と家庭生活を両立していくために、育児休業や介護休業の取得促進、事業所の環境整備と意識啓発が必要です。

12 誰もが働きながら、安心して育児・介護に取り組める環境づくりが必要です。

- ・育児休業の規定はあっても特に男性において制度を活用できていません。また介護休業は男女ともにほとんど活用できていない状況です。
- ・誰もが働きながら、安心して子育てや介護に取り組める支援の充実が必要です。

13 男女共同参画社会*のための推進体制の整備が必要です。

- ・男女共同参画の推進にあたっては、男女共同参画の視点に立った政策の企画立案・実施が不可欠であり、そのための人材を育成することが必要です。
- ・男女共同参画社会*実現に向けた活動・連携の一層の充実が必要です。

14 庁内関係課だけでなく、市民や各種団体等との連携体制の構築が必要です。

- ・市民や各種団体等が、それぞれの機能を十分に発揮しながら緊密に連携し、地域における男女共同参画・女性活躍を進めるよう、連携体制の構築が必要です。

15 国際的な視野を持ち、男女共同参画に関する取組を推進することが必要です。

- ・男女共同参画は国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的な動向、国際規範・基準等の情報収集、国際交流活動の推進、国際理解のための学習機会の提供が必要です。



第3章

玉名市男女共同参画 の基本的な考え方

第3章 玉名市男女共同参画の基本的な考え方

1 玉名市が目指す姿

本市では、第3次計画において、「^{ひと}男女がともに尊重しあい、自分らしく生きられる社会の実現」を目標として定め、国際的な動きや国・県の制度の整備状況も踏まえながら、様々な取組を進めてきました。しかし、その実現にはまだ多くの問題点や課題が残されています。

また、少子高齢化の進展、家族の姿の変化や人生の多様化、結婚と家族を取り巻く状況、不安定な経済状況によって、家族のつながりは変化し、地域での支え合いは希薄化しています。

男女共同参画の実現に向けて取組を進めることは、「男女」ととどまらず、性的少数者*(LGBT等)の視点を踏まえることにより、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人々が自分らしく生きられる社会の実現にもつながります。性の在り方は多様です。私たちの社会には、一般的によく言われる「男女」の性だけではなく、多様な性を生きる性的少数者*(LGBT等)の人が暮らしています。性的少数者*(LGBT等)には様々なタイプの人たちがいます。「LGBT等」とは、下記のような代表的なタイプの人たちの英語の頭文字をとった単語で、性的少数者*(LGBT等)の総称のひとつです。

L:女性の同性愛者(Lesbian、レスビアン)

G:男性の同性愛者(Gay、ゲイ)

B:両性愛者(Bisexual、バイセクシャル)

T:こころの性とからだの性との不一致(Transgender、トランスジェンダー)

本計画では、性の多様性やセーフティーネット*、SDGsも考慮した、男女共同参画の推進に関する様々な施策を体系化し、総合的かつ効果的に施策を展開することによって、男女共同参画社会*の実現を図ることを目的とし、目指す姿を以下のように定めます。

基本目標

**すべてのひとがお互いを尊重し支え合い、
自分らしく生きられる社会の実現**

※自分らしく生きられる社会とは、性別や年齢、障がい、国籍など、その属性によって制約を受けることなく、一人ひとりが多様な生き方を自らの意志で選択することができる社会のことです。

2 重点目標

基本目標の実現のために、4つの重点目標を掲げます。

重点目標 1

あらゆる分野における女性の参画拡大

○あらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、農林水産業・雇用分野・地域活動における女性の参画を進め、活躍したいと希望するすべての女性がその個性と能力を十分に発揮できるよう取組を進めます。

重点目標 2

男女共同参画社会*実現のための意識改革・環境整備

○性別役割分担意識や無意識の思い込み*(アンコンシャス・バイアス)等による悪影響が生じないように、男女双方の意識改革と理解の促進を図ります。
○性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会*の実現を目指し、子育て・介護環境への対応も含め、多様で柔軟な働き方ができる環境づくりを進めます。

重点目標 3

男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

○誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し、生涯を通じた健康支援やあらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めます。
○地震や豪雨災害時の様々な場面において男女共同参画の視点が不十分であったことが指摘されています。そこで、男女共同参画の視点を踏まえた防災・減災の取組を一層推進し、災害に強い地域の実現を目指します。

重点目標 4

推進体制の整備・強化

○社会情勢の変化等を踏まえながら、男女共同参画を推進していくために、市民や関係機関・団体等と連携・協働し取組を展開していきます。

3 計画の施策体系

基本目標

重点目標

施策の基本方向

すべてのひとがお互いを尊重し支え合い、自分らしく生きられる社会の実現

I

あらゆる分野
における女性の
参画拡大

女性活躍推進計画

1. 政策や方針決定の場への参画促進
2. 就業や雇用分野における男女共同参画の推進
3. 農林水産業における男女共同参画の推進
4. 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

II

男女共同参画
社会*実現のため
の意識改革・環境整備

1. 意識改革に向けた広報・啓発の推進
2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
3. 仕事と家庭の調和のための多様で柔軟な働き方の支援
4. 子育て・介護環境の整備

III

男女共同参画
の視点からの
安全・安心な
暮らしの実現

1. あらゆる暴力の根絶 **DV対策基本計画**
2. すべての人が安心して暮らせる社会の実現
3. ライフステージ*に応じた健康支援
4. 防災における男女共同参画の推進

IV

推進体制の
整備・強化

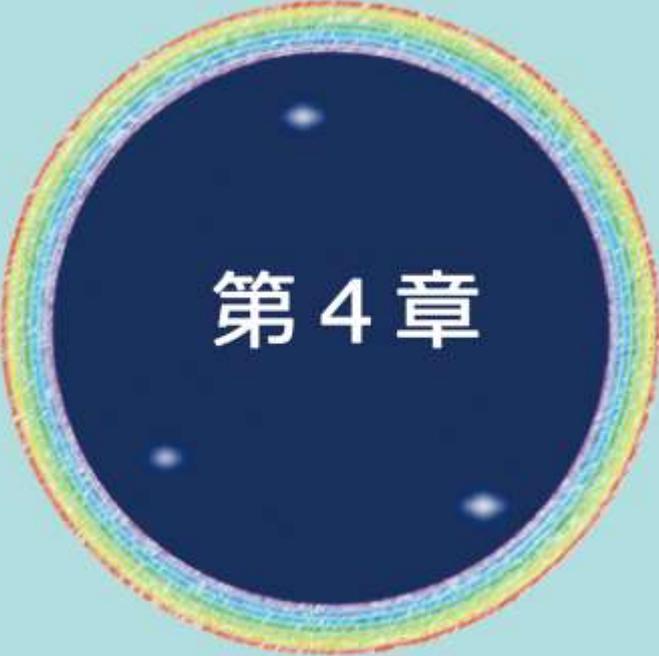
1. 推進体制の充実・強化
2. 協働による取組の推進
3. 国際的な協調の推進

主要施策

具体的な取組

- (1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進
- (2) 女性人材のネットワーク化
- (1) 労働環境改善に向けた取組の推進
- (2) 女性のエンパワーメント*促進
- (1) 農林水産業における女性の活躍推進
- (1) 地域における女性の活動分野の拡大
- (2) 地域におけるリーダーの育成
- (1) 人権尊重の理解と認識
- (2) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
- (1) 保育・教育における男女共同参画の意識づくり
- (2) 家庭・地域社会における学習機会の充実
- (1) 多様で柔軟な働き方の促進
- (2) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (1) 安心して産み育てられる支援の充実
- (2) 介護環境整備の推進
- (1) あらゆる暴力防止に向けた広報・啓発活動
- (2) あらゆる暴力への対応の充実
- (3) ハラスメント*防止に関する取組の充実
- (1) 貧困等生活上の困難を抱える人々への支援
- (2) すべての人が安心して暮らせる環境の整備
- (1) 幼少・思春期の健康支援
- (2) 活動・出産期に関する健康支援
- (3) 更年・老年期の健康支援
- (4) 健康に関する啓発活動の推進
- (1) 防災分野における男女共同参画の取組推進
- (2) 防災の現場における女性の参画拡大
- (1) 男女共同参画のための推進体制の整備
- (2) 男女共同参画のための活動・連携の充実
- (1) 市民や各種団体等との連携
- (1) 国際的理解の推進

- 1 市における審議会等への女性委員の登用目標設定及び進捗状況調査の実施
- 2 管理職や地域活動等の指導的立場への女性の積極的な登用
- 3 市における委員選定の際の男女共同参画担当課との協議と公募制の導入
- 4 「玉名市女性人材リスト」の整備と積極的活用
- 5 働く場での男女平等に向けた啓発と情報発信
- 6 女性の継続就労や再就職、起業等の支援
- 7 男女の均等な雇用機会と待遇の確保
- 8 女性の能力開発と能力発揮のための支援
- 9 講座等における託児室の設置
- 10 農林水産業における男女のパートナーシップの推進
- 11 地域をリードする女性農業者の育成
- 12 女性の就農希望者等に対する情報提供や起業等の支援
- 13 地域社会での男女平等と社会参画の推進
- 14 地域活動団体やボランティアのネットワークづくりの推進
- 15 男女共同参画推進リーダーの育成
- 16 人権意識を高めるための教育や啓発の推進
- 17 男女共同参画の視点による人権を守る環境づくり
- 18 広報紙等を活用した啓発の充実
- 19 講演会や講座等の開催
- 20 男女共同参画に関する調査の実施
- 21 情報収集・提供
- 22 子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進
- 23 多様な選択を可能にする教育の充実
- 24 教職員や保育士等への研修の充実
- 25 家庭・地域における学習機会の充実
- 26 意識改革と慣行の見直し
- 27 育児・介護休業の周知と利用促進
- 28 育児・介護サービスの周知
- 29 企業・事業所等への多様な働き方推進のための啓発
- 30 男性の家事・育児・介護への参画促進
- 31 子育てに関する情報と学習機会の提供
- 32 母子保健の充実と健康支援
- 33 子育て支援体制の充実
- 34 仕事と子育てが両立できる環境づくり
- 35 仕事と介護が両立できる環境づくり
- 36 DV*防止のための周知と啓発
- 37 デートDV*等、若年層への予防啓発
- 38 あらゆる暴力を許さない意識づくり
- 39 被害者に配慮した相談体制の充実
- 40 被害者の安全の確保
- 41 児童虐待・DV*防止ネットワークの充実
- 42 個人情報の保護
- 43 高齢者等に対する虐待防止に向けた取組の推進
- 44 セクシュアル・ハラスメント*等の防止対策と啓発
- 45 ひとり親家庭への生活支援
- 46 ヤングケアラー*への支援推進
- 47 「自分らしく」過ごせる社会の実現
- 48 障がいがある人への支援
- 49 介護する方・される方双方の支援
- 50 高齢者等の社会参画及び就業支援
- 51 日本語を必要とする人への支援
- 52 性的少数者*（LGBT等）の方に対する理解促進
- 53 ユニバーサルデザイン*に基づく都市施設の整備
- 54 児童生徒の発達段階を踏まえた性・健康教育の推進及び相談体制の充実
- 55 各種健診事業等の充実と受診率向上
- 56 妊娠・出産期の健康管理の充実
- 57 安心して妊娠・出産できる環境整備
- 58 妊娠等に関する相談体制の充実
- 59 各種健診事業等の充実と受診率向上
- 60 生涯スポーツ推進体制の整備
- 61 性と生殖に関する健康/権利*（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の理念についての啓発活動の推進
- 62 こころの健康づくり
- 63 性と生命の教育の推進
- 64 防災分野における女性の積極的な登用や人材育成
- 65 男女共同参画の視点からの避難所運営
- 66 女性や災害弱者の視点を踏まえた防災分野における男女共同参画の推進
- 67 庁内推進体制の連携・強化
- 68 男女共同参画計画の進行管理
- 69 職員の能力向上と人材育成
- 70 総合的な相談体制の整備
- 71 男女共同参画社会*の実現に向けた活動・連携の充実
- 72 国、県、他市町村や市民・各種団体との連携
- 73 多文化理解と交流の推進
- 74 国際的な動向等の情報収集・提供
- 75 国際理解のための学習機会等の充実



第4章

計画の内容

第4章 計画の内容

重点目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大



● 現状と課題

あらゆる分野で、政策や方針決定の場に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会*を実現するために重要です。

市民意識調査の結果では、「政治の場」において男女平等が実現されていると考える人の割合(図表1-1)は全体で、9.7%と前回調査(平成28年)より9.4ポイント減少しました。一方で「男性が優遇されている」と考える人の割合は、前回調査より増加しており、政策決定の場において男女共同参画が進展しているとは言い難い状況にあります。男性優位の意識を変えるためにも政策決定の場における女性参画を進めていく必要があります。

また、市における審議会等への女性委員の登用目標を35%として取り組んでいますが、現状では24.6%にとどまっています。これまで公募制の導入や玉名市女性人材リストの活用など、女性委員の登用率向上に向けた取組を進めてきましたが、防災、農林水産業等の専門性の高い分野における女性人材の不足などにより、達成できていない状況が続いています。政策や方針決定過程への女性の参画拡大を更に進め、引き続き35%を目標として取り組んでいきます。

市内の事業所の管理職の状況(図表1-2)を見ても、女性の参画は十分とは言えず、企業の経営者等へ女性活躍推進の理解を促しながら、方針決定の場への女性の参画を進めていく必要があります。

政治や行政、職場などにおいて、企画立案や方針決定の場に女性の参画が少ない原因(図表1-3)は、男性優位の組織運営や固定的な性別役割分担意識*などが、意識調査より挙げられます。男女共同参画社会*を実現するためには、女性の役職登用など、立案や決定に男女が共同して参画する機会の確保が求められます。

男女共同参画推進のためには、すべての人がともにいきいきと活躍できる職場づくりが求められます。

女性が活躍できる場を更に広げるため、積極的に差別解消に努め実質的な機会均等の実現を目指すポジティブ・アクション*に取り組んでいる事業所(図表1-4)は27.8%にとどまっています。雇用の場で男女の均等な機会を確保できるよう必

要な取組を進めていく必要があります。

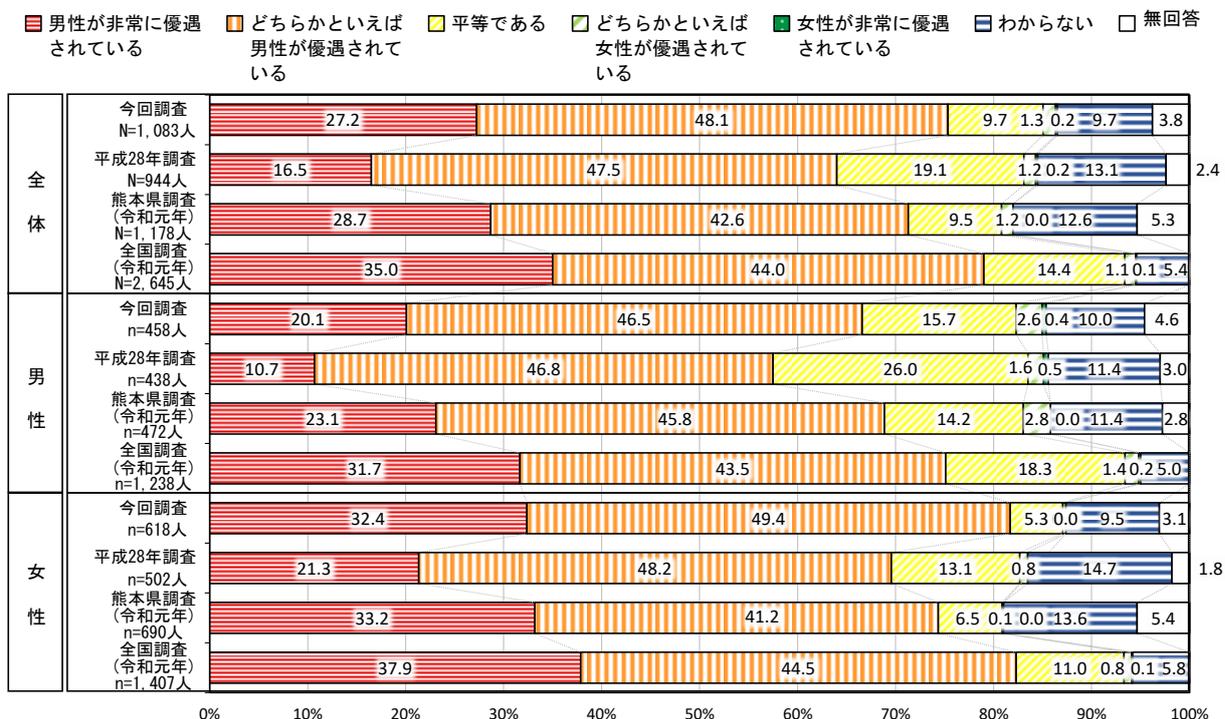
男女雇用機会均等法*により、採用、配置、昇進等雇用に係るあらゆる場面での男女の差別的取扱いが禁止されていますが、実質的な格差が解消されるには至っていません。市民意識調査では、職場における男女平等の意識(図表1-5)は、全体で「平等である」が34.1%、「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた『男性優遇』が43.9%となっており、いまだ課題があることが分かります。就業や雇用の分野における男女共同参画意識の普及や、均等な機会と待遇の確保、女性が能力を発揮するための支援の取組が必要です。

また、女性の就労について、半数以上の人「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」と答えています(図表1-6)、制度の不足や職場の雰囲気、不利な慣習等から継続就労が困難であることがうかがえます(図表1-7)。女性の継続就労や再就職等の支援を進めていく必要があります。

一次産業、特に農業が盛んな玉名市において、男女問わず農林水産業の担い手が、十分に力を発揮できる社会を実現するためには、「個」としての主体性を高めることが必要です。「夫婦による申請及び女性だけの申請による女性認定農業者数」は第3次計画の目標を達成しており、農業分野のパートナーシップは着々と進んでいます。今後は農業関連組織に積極的に参画する機運を高める必要があります。

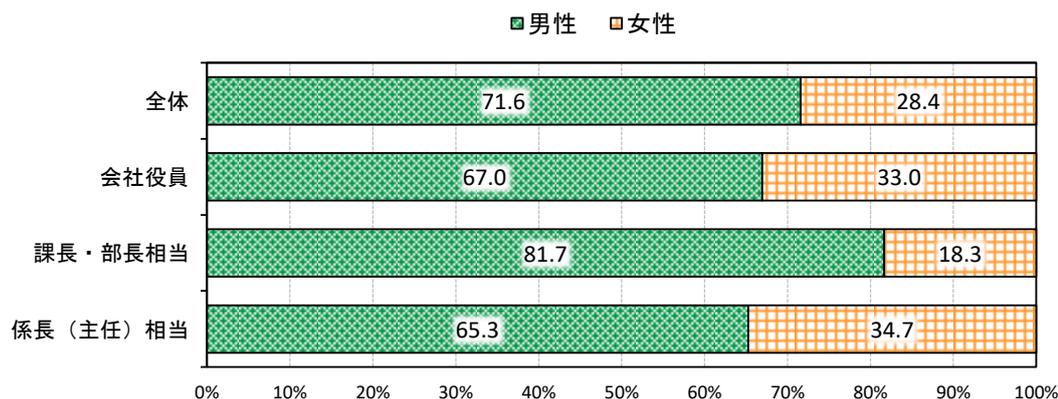
地域において男女平等が実現されていると考える人の割合(図表1-8)は32.7%である一方、『男性優遇』と考えている人は39.5%となっており、地域において男女共同参画が進展しているとは言い難い状況です。性別にかかわらず誰もが地域活動に参画できる環境づくりや、地域活動において主導的役割を果たす女性リーダーの育成が必要です。

図表 1 - 1 政治の場における男女の地位の平等感【性別】



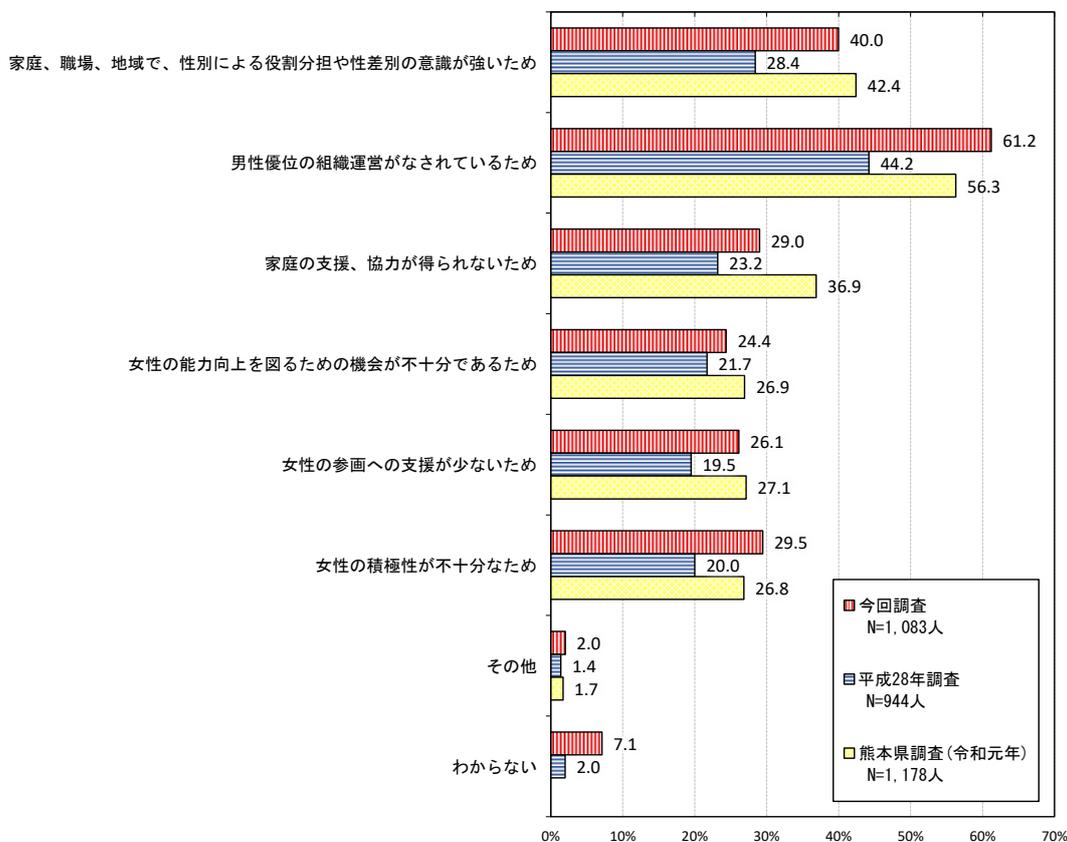
出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する意識調査報告書

図表 1 - 2 市内の事業所の管理職の状況



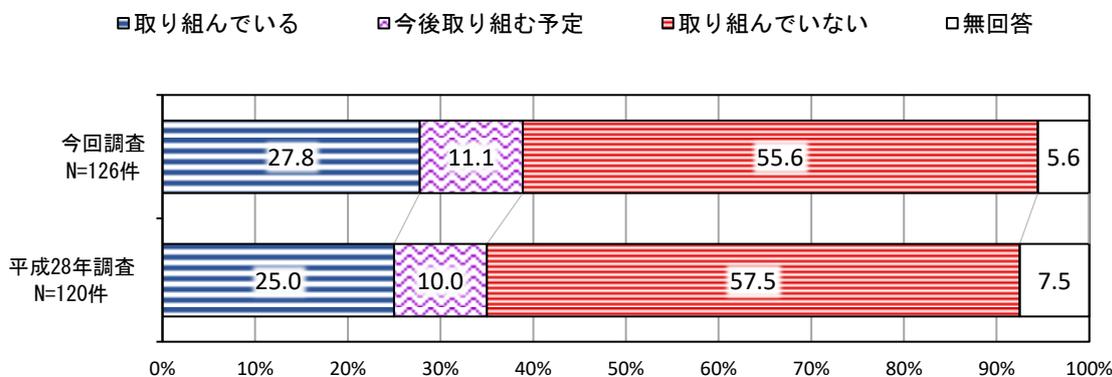
出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する事業所実態調査報告書

図表1-3 企画立案や方針決定の場に女性の参画が少ない原因



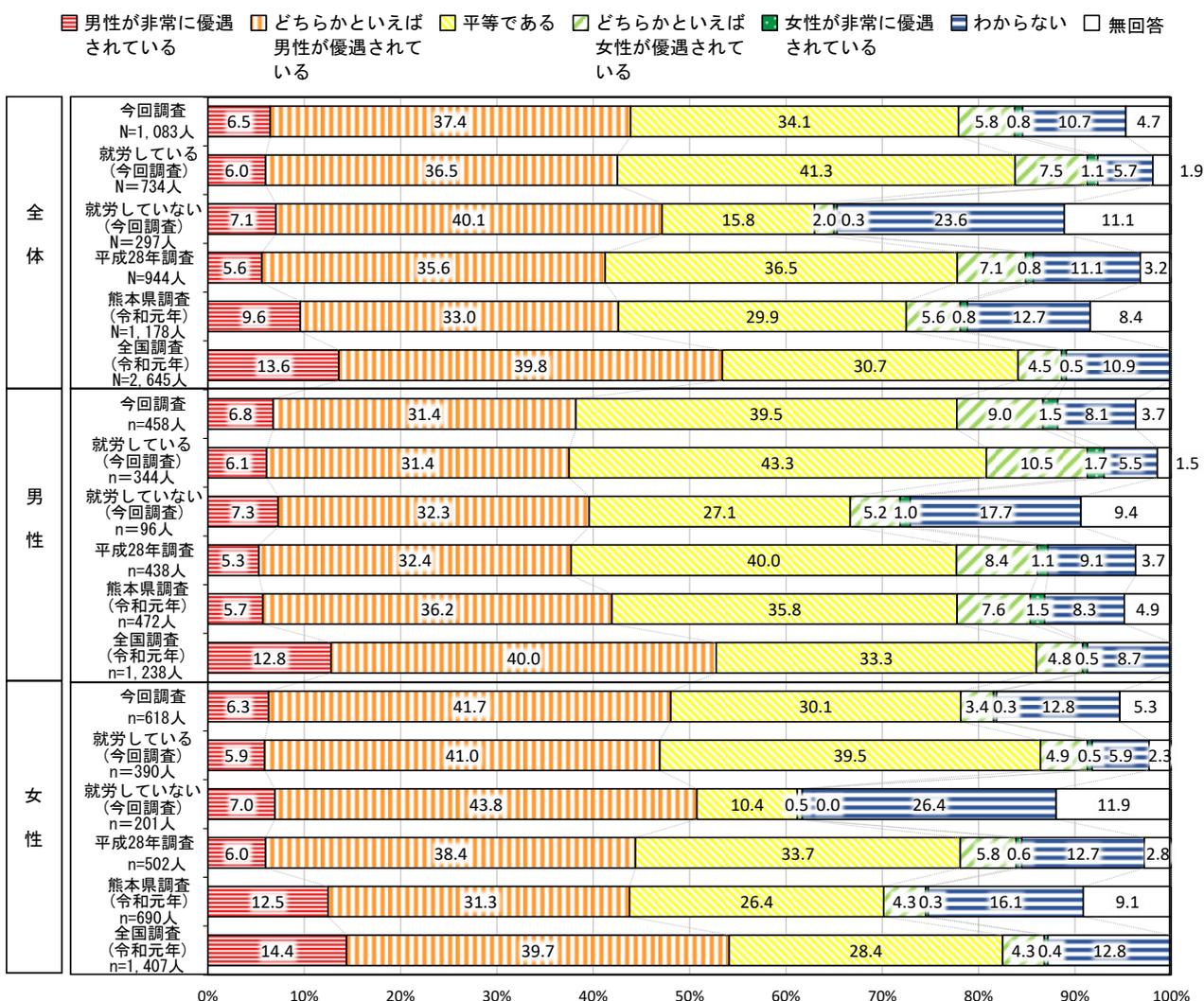
出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する意識調査報告書

図表1-4 ポジティブ・アクション*の取組状況



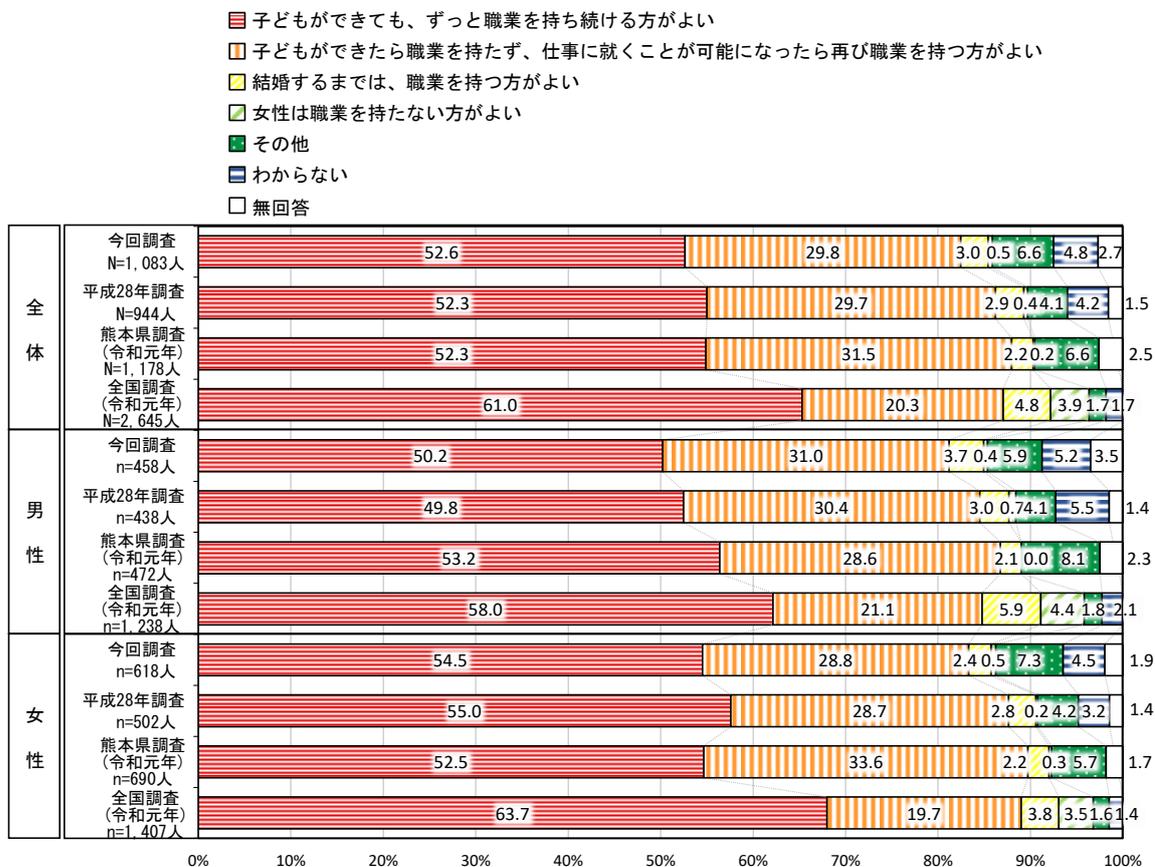
出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する事業所実態調査報告書

図表 1 - 5 職場における男女の地位の平等感【性別】



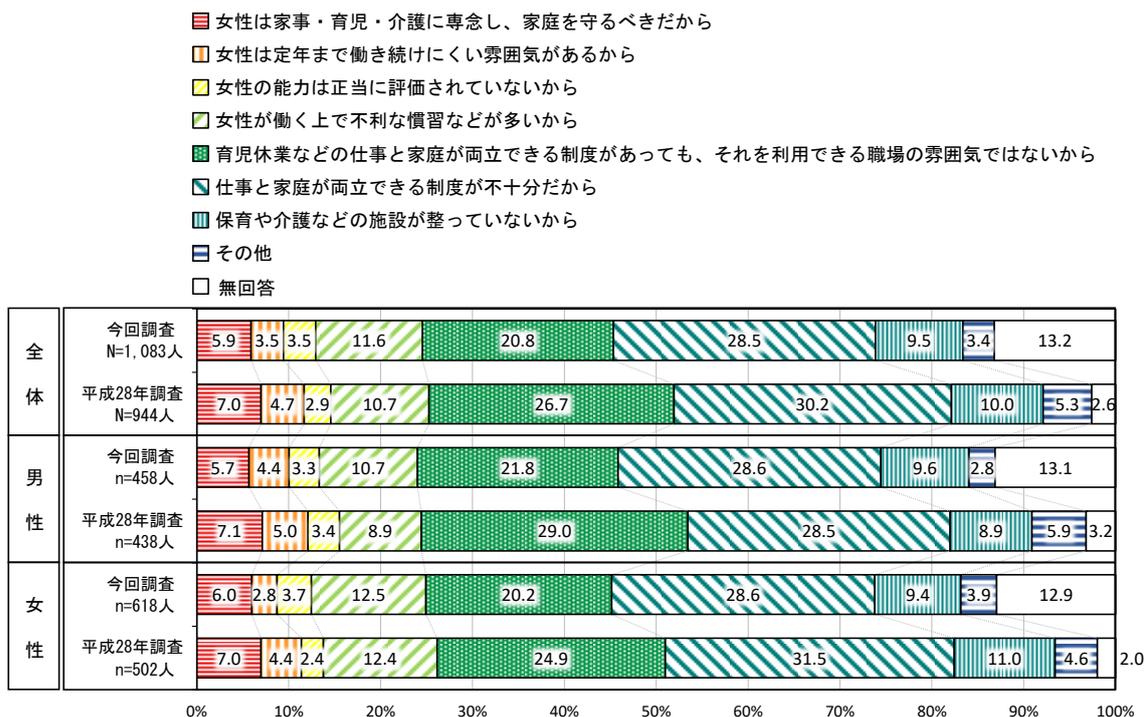
出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する意識調査報告書

図表1-6 女性が職業を持つことについて【性別】



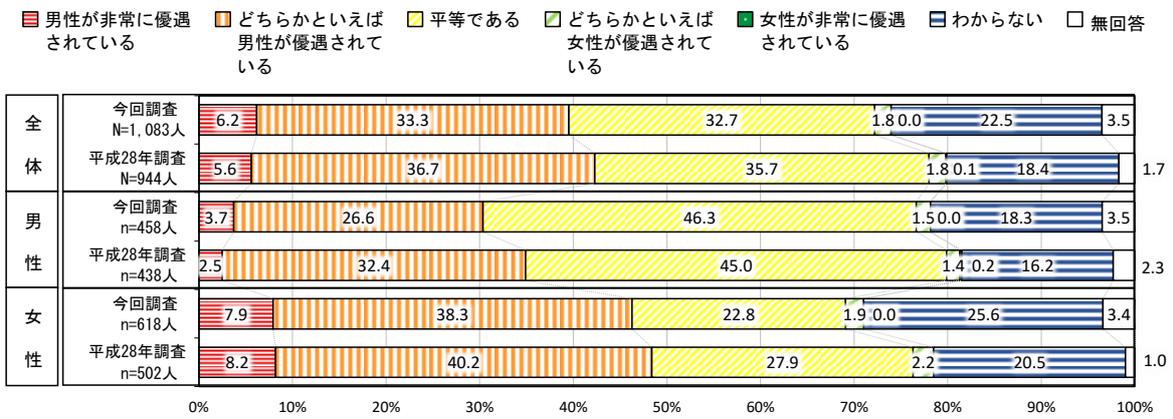
出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する意識調査報告書

図表1-7 女性が職業を持ち続けられない理由【性別】



出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する意識調査報告書

図表 1 - 8 地域における男女の地位の平等感【性別】



出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する意識調査報告書

基本方向 1 政策や方針決定の場への参画促進

審議会等への女性の積極的な登用を行うとともに、女性の人材の発掘に努め、多様な担い手によるまちづくりを推進します。

また、雇用の場や地域社会において、指導的立場への女性登用が増加するよう、意識改革を促します。

主要施策（1）政策・方針決定の場への女性の参画促進

	具体的な取組	内 容	担当課
1	市における審議会等への女性委員の登用目標設定及び進捗状況調査の実施	● 審議会等への登用状況調査を実施し、令和9（2027）年度までに女性委員の登用率35%以上を達成するため、年次計画を作成して、全庁で積極的かつ計画的に取り組めます。	全庁 人権啓発課
2	管理職や地域活動等の指導的立場への女性の積極的な登用	● 雇用の場や地域社会のあらゆる分野において、団体の役員や指導的立場への女性登用が増加するよう、国・県の情報提供や、講習会等への参加を促し、意識向上を図ります。	全庁
3	市における委員選定の際の男女共同参画担当課との協議と公募制の導入	● 公募制の活用や委員選定の際に女性の選出につながる工夫を協議しながら全庁的に推進し、女性の委員登用に一層努めます。	全庁

主要施策（2）女性人材のネットワーク化

	具体的な取組	内 容	担当課
4	「玉名市女性人材リスト」の整備と積極的活用	● 女性が様々な分野で更に活躍できるよう、市内の女性の人材発掘に努め、「玉名市女性人材リスト」への登録を推進し、積極的に活用します。	全庁 人権啓発課

基本方向 2 就業や雇用分野における男女共同参画の推進

職場における固定的な性別役割分担意識*による仕組みや習慣を見直し、男女が均等な機会と待遇を受けることができるよう啓発します。また、女性の継続就労や再就職等、働きたい人が性別にかかわらず能力を十分に発揮できる環境づくりに向けて取組を進めます。さらに、政策や方針決定過程への女性の参画促進など、女性のエンパワーメント*を支援します。

主要施策（1）労働環境改善に向けた取組の推進

具体的な取組	内 容	担当課
5 働く場での男女平等に向けた啓発と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業主、事業者に対する男女共同参画意識啓発のための研修の場の提供を図るとともに、職場における性別役割分担意識の解消や男女が均等な機会と待遇を受けることができるよう、様々な手段を用いて啓発に努めます。 	商工政策課 人権啓発課
6 女性の継続就労や再就職、起業等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業・事業所向けに、女性の継続就労や再就職に関する情報提供に努めます。 	商工政策課 人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 求職者向けに、女性の継続就労や再就職に関する情報提供に努めます。 	商工政策課 人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 国・県等の制度を活用して、就労や再就職等を目指す女性向けの講座などを関係課と連携して実施します。 	人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 人材育成等を目指した「たまな未来創造塾」を開催して、若手事業者主体の持続可能な地域づくりを進めるとともに、女性の起業促進を図ります。 	地域振興課
7 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女雇用機会均等法*や女性活躍推進法*など労働に関する各種法律等について、情報ツールを活用して周知を図るとともに、関係団体への情報提供に努めます。 	総務課 商工政策課 人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保に積極的に取り組む事業者の増加を目指し、情報提供に努めます。 	

主要施策（2）女性のエンパワーメント*促進

具体的な取組	内 容	担当課
8 女性の能力開発と能力発揮のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、女性の能力を伸ばすことを目的とした研修等の機会の充実を図ります。 	全庁
9 講座等における託児室の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 市が講演会や講座などを主催する際に、保護者が安心して参加できるように、託児室を設置します。 	全庁

基本方向3 農林水産業における男女共同参画の推進

農林水産業においては、家族単位で営む家族経営が多くを占めていますが、家族であるがゆえに役割分担や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になり、様々な不満やストレスが生まれがちです。各世帯員が主体的に経営に参画でき、意欲とやりがいを持って働けるよう、家族経営協定*の締結や認定農業者*の認定を進めます。

また、女性農業者として活躍したい個人やグループに情報提供等の支援を行います。

主要施策（1）農林水産業における女性の活躍推進

具体的な取組	内容	担当課
10 農林水産業における男女のパートナーシップの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性の経営参画を促進し、共同経営者（パートナー）としての位置づけを明確にするため、家族経営協定*の締結を促進します。 	農林水産政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同経営者として、農業経営と農家生活の両面で相互に協力し、発展できる関係づくりに向けて啓発に取り組みます。 	農林水産政策課
11 地域をリードする女性農業者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来のリーダー候補となる女性農業者の把握に努め、育成のための取組を実施し、女性農業者が研修等に参加しやすいように配慮します。 	農林水産政策課
12 女性の就農希望者等に対する情報提供や起業等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業協同組合や商工関連団体等と連携して、女性の視点やアイデアを活かした農業活動（加工、生産活動等）や若い世代の就農・起業を支援する取組を展開します。 	農林水産政策課

基本方向 4 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会*の実現の肝となります。男女共同参画の視点を取り入れることで多様な考え方が生じ、地域課題の解決に寄与します。

地域における男女共同参画の取組を推進し、多様な団体のネットワーク形成を図るなど、市民、地域活動団体、行政の連携・協働を推進します。

また、地域における女性リーダーの育成に努め、女性の社会参画の拡大を図ります。

主要施策（1）地域における女性の活動分野の拡大

具体的な取組	内容	担当課
13 地域社会での男女平等と社会参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分らしく暮らせる地域社会を実現するため、誰もが多様性を認め、受け入れて、公平に地域活動に参加できるよう、環境づくりに努めます。 	コミュニティ推進課 総務課 地域振興課 企画経営課 秘書課 人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の固定的な性別役割分担意識*や性差に関する偏見、無意識の思い込み*(アンコンシャス・バイアス)による悪影響が生じないように、男女平等の観点に立った啓発活動を推進するとともに、学習機会や情報提供を充実します。 	総務課 コミュニティ推進課 地域振興課 人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代の目線で、住み続けたいと思えるまちづくりを検討する「玉名未来づくり研究所」を開催し、将来の地域の担い手を発掘し、育成に努めます。 	地域振興課
14 地域活動団体やボランティアのネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政、子育て・食支援団体、大学、事業所等が組織・分野を超えて、連携・協働して男女共同参画を推進するため、研修会・交流会等を実施し、ネットワーク形成を図ります。 	地域振興課 コミュニティ推進課 子育て支援課 暮らしサポート課 人権啓発課

主要施策（２）地域におけるリーダーの育成

具体的な取組		内 容	担当課
15	男女共同参画推進リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動において主導的役割を果たす女性や女性グループの発掘・育成に努め、女性の社会参画の拡大を図ります。 	コミュニティ推進課 地域振興課 人権啓発課
		<ul style="list-style-type: none"> ● 市民及び市職員において、男女共同参画の視点を持ったリーダーの育成を図ります。 	コミュニティ推進課 地域振興課 人権啓発課

あらゆる分野における女性の活躍推進の指標

項目	令和3年度実績値	令和9年度目標値	担当課
市における審議会等への女性委員の登用目標	24.6%	35.0%	人権啓発課
市女性職員の管理職登用	5.9% (令和4年度当初値)	15.0%	総務課
女性農業者の研修参加者数	72人 (令和元年度実績値)	85人	農林水産政策課

重点目標 2 男女共同参画社会*実現のための意識改革・環境整備



● 現状と課題

男女共同参画社会*を実現するためには、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考え方や生き方を認め合い、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きる社会の実現、すなわち人権の尊重を基盤にした男女平等感の形成を促進する必要があります。

性別による固定的な役割分担意識や不平等感は、自由に選択できるはずの生き方を制約する要因となります。市民意識調査の結果では、男女の地位の平等感(図表2-1)について、ほとんどの分野で『男性優遇』が「平等」を上回っており、依然として固定的な性別役割分担意識*や不平等を認識していることがわかります。

また、「男は仕事、女は家庭」という考え方(図表2-2)に「同感しない」人が増えていますが、性別でみると、男性の方が「同感する」と感じている人の割合が高く、このような意識はいまも根強く残っています。

他にも、子どもの育て方について、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てた方が良い」という考え方に賛成する人は、前回調査と比べると男女ともに約20ポイント低くなっていますが、依然として約4割みられ、ジェンダー*規範が根強く残っています。

性別にかかわらず、お互いを認め合い、多様な選択ができるよう、家庭、学校、職場、地域など社会の様々な分野で教育・学習を進めることが重要です。

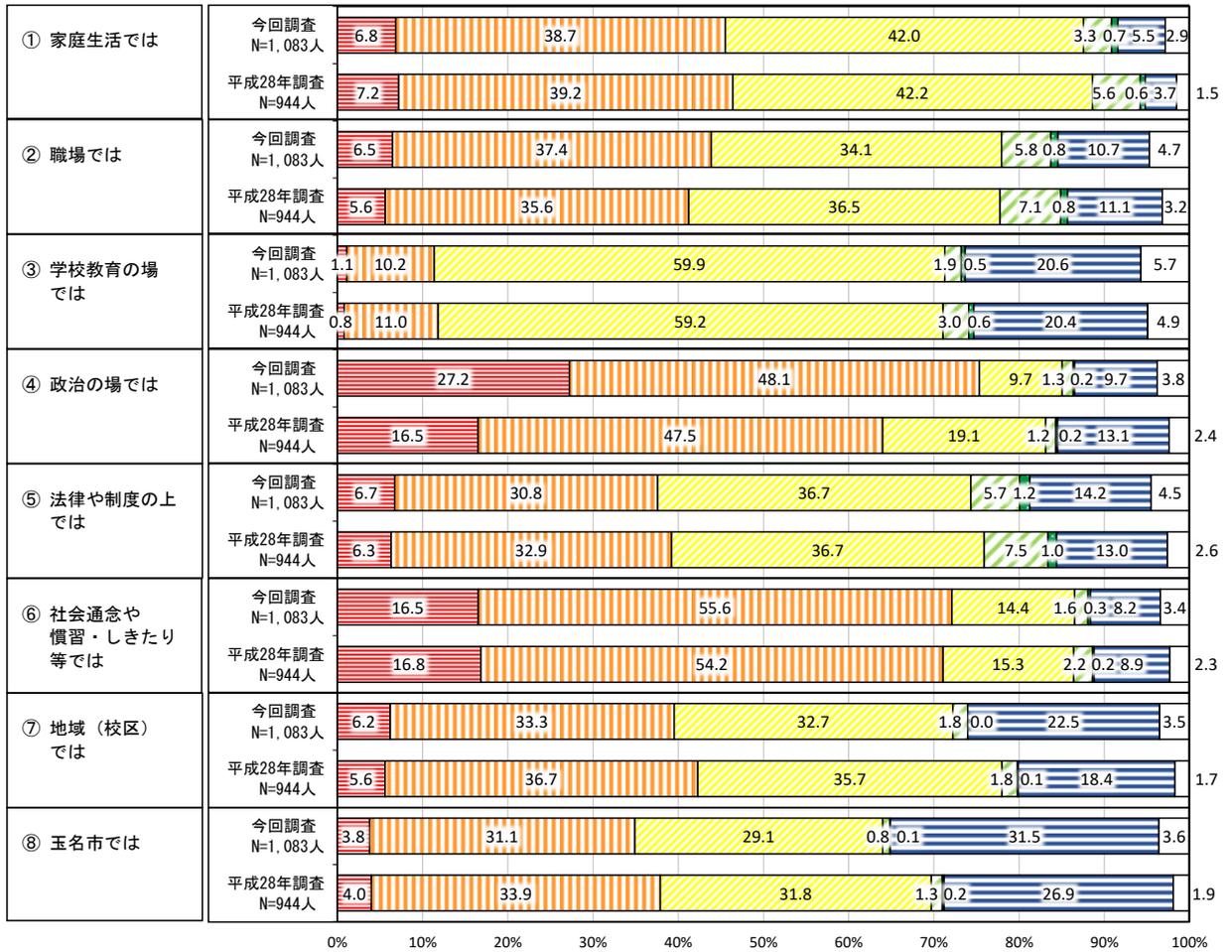
ワーク・ライフ・バランス*の進捗状況(図表2-4)について、事業所実態調査の結果では、約6割の事業所が進んでいないと回答しています。

また、育児休業の取得率(図表2-5)は、女性は94.4%に比べ、男性は30%となっています。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、新型コロナウイルス感染症などにより、育児・介護の負担感や孤独感が大きくなっている状態です。そうした中で出産・育児・介護などの理由で、女性が仕事を辞めずに働き続けるためには、「子どもを預けられる環境の整備」、「職場における育児・介護との両立支援」、「男性の家事・育児参加への理解・意識改革」という意見が多くなっています。(図表2-6)

少子高齢化、核家族化が進む中、男女がともに社会のあらゆる分野の活動に参画していくためには、子育て・介護など家庭生活における活動について双方が協力し、役割と責任を担い、仕事と家庭の両立が図られる必要があります。

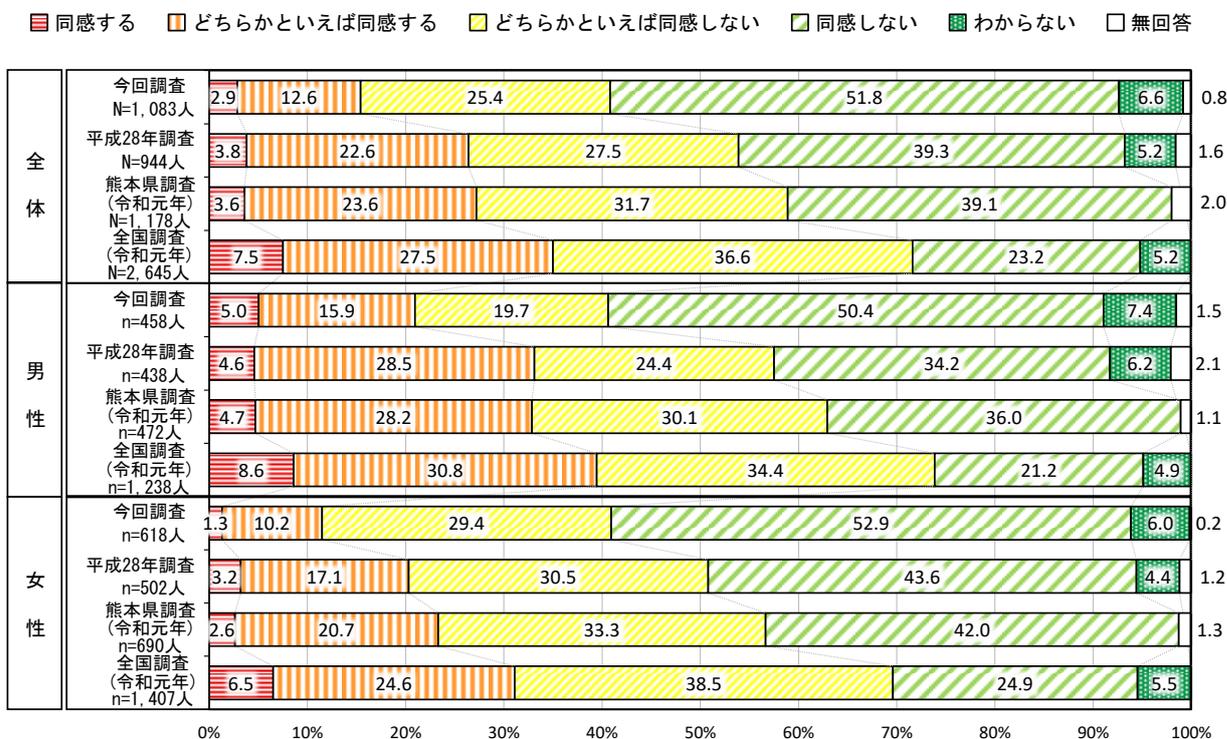
図表 2 - 1 男女の地位の平等感

■ 男性が非常に優遇されている
 ■ どちらかといえば男性が優遇されている
 ■ 平等である
 ■ どちらかといえば女性が優遇されている
 ■ 女性が非常に優遇されている
 ■ わからない
 □ 無回答



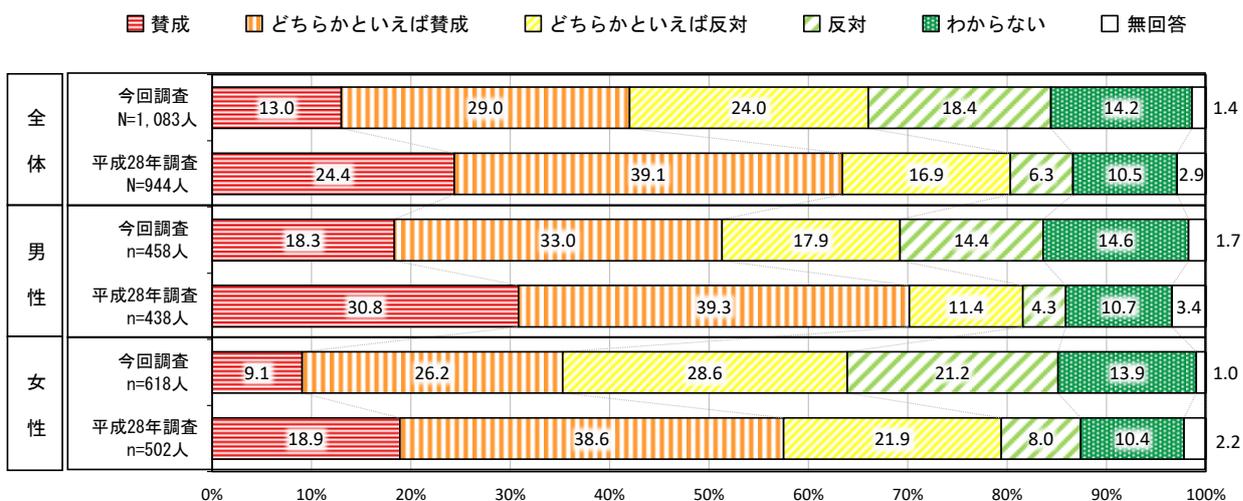
出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する意識調査報告書

図表2-2 「男は仕事、女は家庭」の考え方【性別】



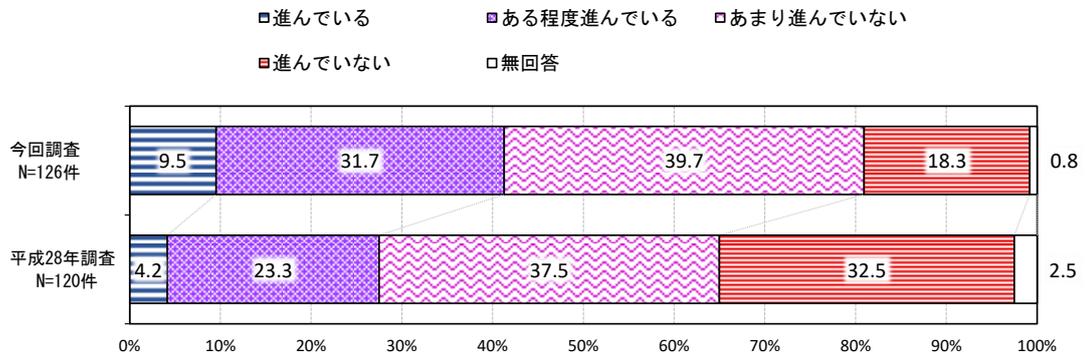
出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する意識調査報告書

図表2-3 男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てた方が良い【性別】



出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する意識調査報告書

図表 2 - 4 ワーク・ライフ・バランス*の進捗状況



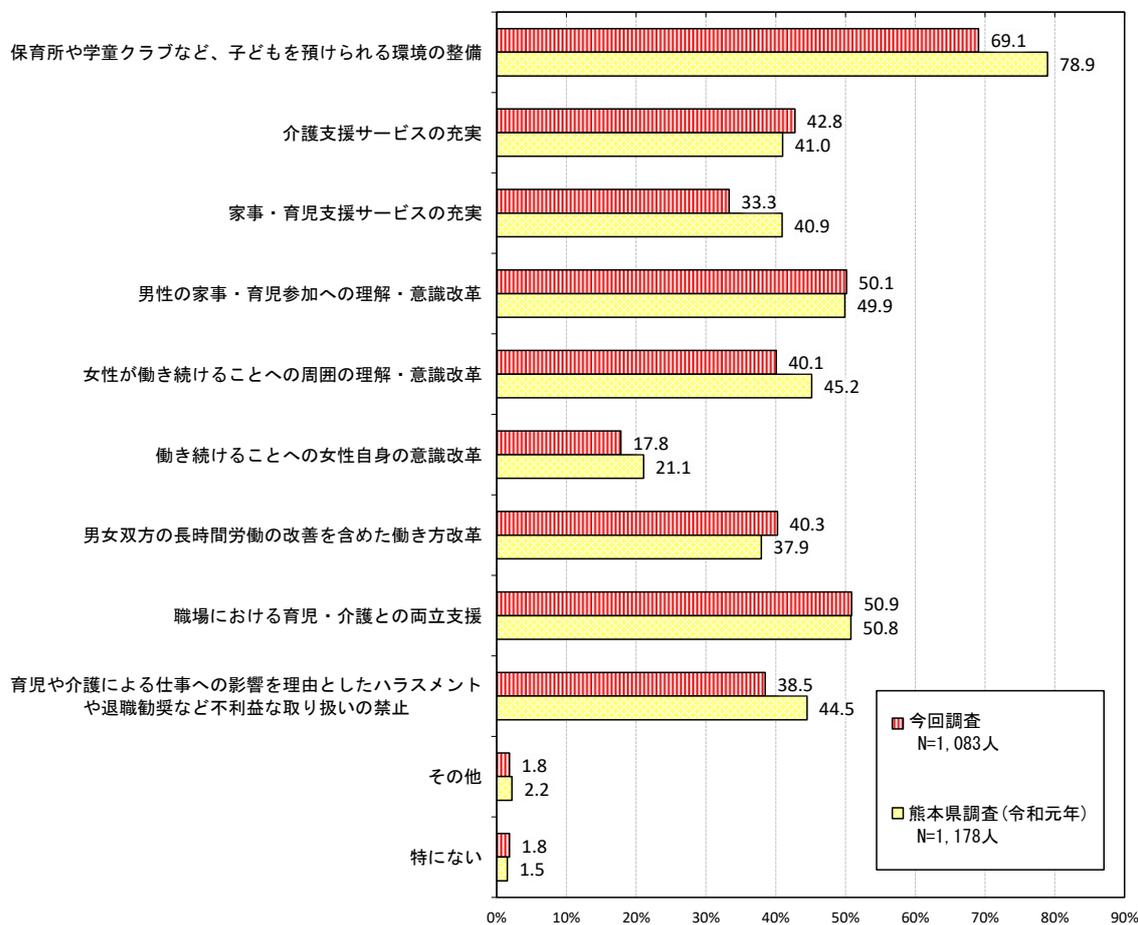
出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する事業所実態調査報告書

図表 2 - 5 育児休業の取得状況

	男性（人）	女性（人）	合計（人）	取得率（%）
子を出産した従業員（配偶者の出産を含む）	10	36	46	
上記のうち、育児休業を利用した従業員	3	34	37	80.4%

（令和3年度 玉名市男女共同参画に関する事業所実態調査報告書を基に作成）

図表 2 - 6 女性が働き続けるために必要なこと



出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する意識調査報告書

基本方向 1 意識改革に向けた広報・啓発の推進

人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を促進するため、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、人権意識を高める教育・学習の充実を図ります。

また、市の広報紙等は女性の人権を尊重し、男女平等に配慮した表現とし、人権侵害となるような表現や商品は適切に抑止されるよう努めます。

主要施策（1）人権尊重の理解と認識

具体的な取組	内 容	担当課
16 人権意識を高めるための教育や啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画を含む人権問題に関する講演会や講座を開催し、各年代層へ人権問題に対する正しい認識を広め、人権意識の高揚を図ります。 	コミュニティ推進課 人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育を行うとともに、人権に関する学習環境の整備・充実に努めます。 	教育総務課 コミュニティ推進課 子育て支援課 人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権に関する情報を、誰もが理解しやすい形で広報し、啓発を行います。 	コミュニティ推進課 人権啓発課
17 男女共同参画の視点による人権を守る環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 市が発行する刊行物・広報等は、女性の人権を尊重し、男女平等に配慮した表現及び内容とします。 	全庁 地域振興課 人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性や児童等の人権を侵害する表現や商品等の撤廃に努めます。 	教育総務課 コミュニティ推進課 子育て支援課 人権啓発課

主要施策（２）男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

具体的な取組	内 容	担当課
18 広報紙等を活用した啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報たまな・市のホームページ等を通じて、男女共同参画社会*の基本理念等について、分かりやすい広報・啓発活動を行います。 	地域振興課 人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画に関連の深い法令・用語等の周知に努め、市民の男女共同参画の推進についての理解を深めます。 	人権啓発課
19 講演会や講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民を対象に講演会や講座を開催し、男女共同参画に関する啓発を行います。 	人権啓発課
20 男女共同参画に関する調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画改訂時に、男女共同参画に関する市民意識調査(中学3年生含む)及び事業所実態調査を実施し、取組の成果を検証するとともに、今後の課題について検討し、調査の結果を公表します。 	人権啓発課
21 情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 喫緊のジェンダー*課題に関する最新情報や最新動向等についての情報収集及び整備を行い、広く市民や職員に提供します。 	人権啓発課

基本方向 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

学校等の教育の場では、発達段階に応じた男女平等教育を推進します。また、児童生徒が各人の進路、生き方を考え、固定的な性別役割分担意識*に捉われず主体的に進路や職業を選択できるよう、キャリア教育*を推進します。

このほか、男女が生涯を通じて個人の尊厳や男女平等の意識を高められるよう、家庭や地域社会における学習機会の充実を図ります。また、男女共同参画の理念や意義、必要性について正しく理解できるよう普及・啓発活動を展開し、固定的な性別役割分担意識*の解消に向けて市民の意識改革を図ります。

主要施策（1）保育・教育における男女共同参画の意識づくり

	具体的な取組	内容	担当課
22	子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育活動全般を通じて、個人の尊厳、男女の相互理解と協力の重要性など、子どもの発達段階に応じた男女平等教育を推進します。 	教育総務課 子育て支援課 人権啓発課
23	多様な選択を可能にする教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒が将来の進路や、働き方、家庭のこと等について多様な選択ができるよう、男女共同参画について学ぶ機会や自分らしい生き方の実現を促す教育の充実を図ります。 	教育総務課
24	教職員や保育士等への研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常の活動の中で、男女共同参画の視点を取り入れた教育・保育が展開できるよう、研修機会の確保に努めるとともに、関連する講演会への積極的な参加を促進します。 	教育総務課 子育て支援課

主要施策（２）家庭・地域社会における学習機会の充実

具体的な取組		内 容	担当課
25	家庭・地域における学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「男女共同参画週間」にちなんで市内各図書館に特設コーナーを設置し、男女共同参画について市民が理解を深めるための学習機会を提供します。 	コミュニティ推進課 人権啓発課
		<ul style="list-style-type: none"> ● 九州看護福祉大学との共催による公開講座において、男女共同参画の視点に立った学習の場を提供し、市民への啓発を行います。 	人権啓発課
		<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や地域団体等が、男女共同参画について学ぶ機会となるよう、講座やセミナーを実施します。 	コミュニティ推進課 人権啓発課
26	意識改革と慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭・地域社会のあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識*や性差に関する偏見、無意識の思い込み*(アンコンシャス・バイアス)を解消するための啓発活動を展開します。 	総務課 コミュニティ推進課 人権啓発課

基本方向3 仕事と家庭の調和のための多様で柔軟な働き方の支援

男女ともに仕事だけ、家庭だけという二者択一を迫られることなく、多様なライフスタイル*に応じた働き方を選択することができるよう、育児・介護サービスの周知や職場環境づくりを促進するなど男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス*の実現に向けた取り組みを推進します。また、男性の家事・育児・介護への理解と参画を促進します。

主要施策（1）多様で柔軟な働き方の促進

具体的な取組		内容	担当課
27	育児・介護休業の周知と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが仕事と家庭の両立ができるよう、事業者や就業者への育児・介護休業制度の周知を図ります。特に、男性が育児休業等を取得しやすくするため、関係機関と連携して啓発を行うとともに、庁内においても気兼ねなく取得できるよう、職場環境づくりに努めます。 	総務課 商工政策課 人権啓発課
28	育児・介護サービスの周知	<ul style="list-style-type: none"> 育児や家族の介護を行う労働者の負担を軽減し、仕事と家庭の両立が図られるよう支援するため、各種子育て支援や介護・福祉サービス等の周知を行います。 	保健予防課 子育て支援課 高齢介護課 総合福祉課
29	企業・事業所等への多様な働き方推進のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> 企業・事業所等に対し、先進的な取組事例の紹介や取り組むメリットの提案により、長時間労働の改善やテレワーク等の多様で柔軟な働き方の普及を図ります。 	商工政策課 人権啓発課

主要施策（2）男性にとっての男女共同参画の推進

具体的な取組		内容	担当課
30	男性の家事・育児・介護への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> 男性の家事・育児・介護などへの参画を促進するため、魅力的な各種講座やセミナー等となるよう工夫します。また、講座等を通して、意識改革に取り組めます。 	子育て支援課 保健予防課 高齢介護課 コミュニティ推進課 総務課 商工政策課 人権啓発課

基本方向 4 子育て・介護環境の整備

子育て世帯が安心して子育てができるよう、相談体制や仕事と子育ての両立ができる環境を整備し、すべての子どもが健やかに成長できるよう、事業を推進します。

また、少子高齢化、核家族化が進行する中で、男女が働き続けられるよう、親や配偶者などの介護支援の充実を図ります。

主要施策（１）安心して産み育てられる支援の充実

	具体的な取組	内 容	担当課
31	子育てに関する情報と学習機会の提供	● 男女双方に、子育てに関する様々な情報提供や母子・父子手帳を交付することで、育児の喜びが感じられるように努めます。	保健予防課 子育て支援課
32	母子保健の充実と健康支援	● 妊産婦指導、乳幼児健診、新生児訪問等の母子保健事業や、母子健康手帳交付時の要支援妊婦等の把握、乳幼児全戸訪問を行うなど、早期から継続した支援を行い、安心感の醸成を図ります。	保健予防課
33	子育て支援体制の充実	● 親子が交流するための事業を実施するとともに、育児不安や子育てについて気軽に相談できる行政窓口や子育て支援センター等の支援体制の確立に努めます。	保健予防課 子育て支援課
34	仕事と子育てが両立できる環境づくり	● 子育てを社会全体で支えるという意識の醸成や子育て支援サービスの充実を図り、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくりに努めます。	保健予防課 子育て支援課 人権啓発課

主要施策（２）介護環境整備の推進

	具体的な取組	内 容	担当課
35	仕事と介護が両立できる環境づくり	● 介護を社会全体で支えるという意識の醸成や介護支援の充実を図り、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくりに努めます。	高齢介護課 総合福祉課 人権啓発課
		● 「介護離職」を防ぐため、事業所に対して介護休業制度に関する普及啓発を図ります。	商工政策課 高齢介護課

男女共同参画社会*実現のための意識改革・環境整備の指標

項目	令和3年度実績値	令和9年度目標値	担当課
「男女共同参画社会基本法」の認知度	27.2%	60.0%	人権啓発課
市の女性区長数	6人	10人	総務課
固定的性別役割分担意識に同感しない市民の割合	77.2%	持続的に増加させる	人権啓発課
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	24.1%	50.0%	人権啓発課
放課後児童健全育成事業実施数	19クラブ	21クラブ	子育て支援課

重点目標 3 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現



● 現状と課題

男女共同参画社会*の実現のためには、性別や年齢などにかかわらず、すべての人の人権が尊重されることが重要です。

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。なかでも、男女間での暴力は、男女がお互いの尊厳を重んじ、対等な関係にある男女共同参画社会*を目指していく上で克服すべき重要な課題です。

市民意識調査では、ドメスティック・バイオレンス*(DV)について72.6%の人が「内容まで知っている」と回答しており、市民に浸透していることがうかがえますが、身近にDV*の被害者がいたり、自分自身がDV*の被害を受けたことがある人が5.8%います。(図表3-1)(図表3-2)

また、交際関係の間で、関係が対等でなく、相手を支配しようとしたり、暴力を振るったりして、相手の心や体を傷つけるデートDV*について、中学生対象の調査では言葉自体を「知らない」人が約6割となっています。(図表3-3)また、ごく僅かながら、デートDV*に関わる経験を持つ中学生がいます。

あらゆる暴力の根絶に向け、子どもの頃からの暴力防止教育の推進など、暴力を許さない意識づくりを行い、あらゆる暴力の根絶に向けた基盤づくりに一層取り組む必要があります。

すべての人が安心して暮らせる社会をつくることは、男女共同参画社会*の実現に必要不可欠です。

家族の介護等を行っているいわゆるヤングケアラー*について、市民意識調査では、僅かですが通学の傍ら本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもがいます。(図表3-4)

また、性的少数者*(LGBT等)に関する差別的な言動を受けたり、見聞きした経験について17.4%の人が「ある」と回答しています。(図表3-5)

生活困窮者やひとり親家庭、性的少数者*(LGBT等)、障がいがある人、高齢者、外国人など、様々な困難を抱える人々が自立し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、それぞれのニーズに応じた支援が必要です。

男女がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会*の実現にあたって重要です。

女性は、妊娠や出産をする可能性があることなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。男女がともに、身体的性差について正しく理解できるよう、性と生殖に関する健康/権利*(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)等に関する教育を推進するとともに、安心して妊娠・出産できるよう、母子保健サービスの充実が求められます。

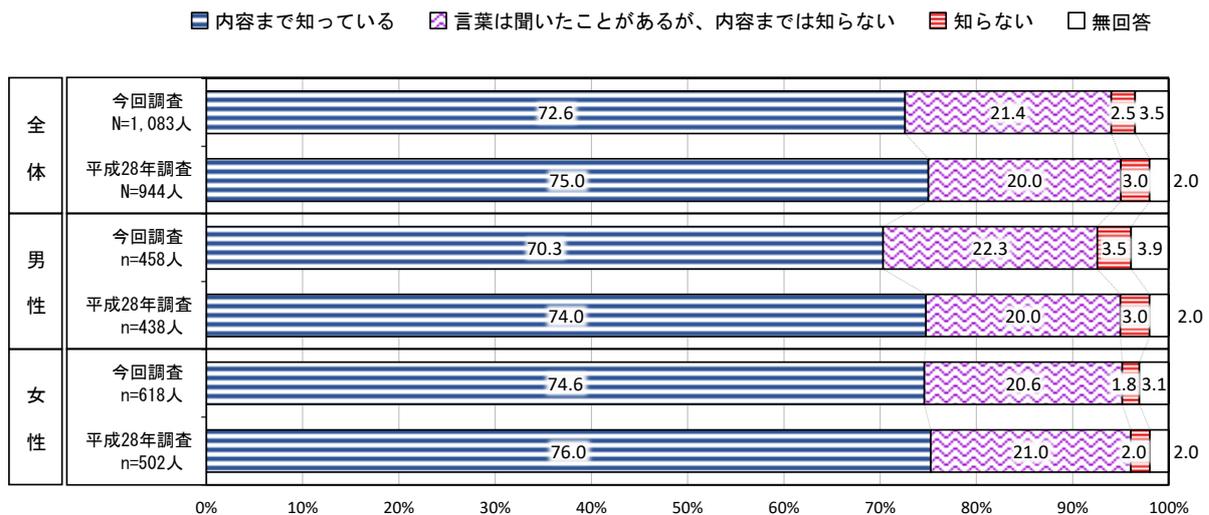
また、経済的な理由等で生理用品を購入できない「生理の貧困*」問題が顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっています。生理用品の提供だけでなく、「生理の貧困*」にある女性の背景や事情に丁寧に向き合い、きめ細かい寄り添った相談支援が求められます。

過去の災害では、防災や復興の政策・方針を決める過程に女性が参画していないことや、災害対応において男女のニーズの違い等に配慮が足りなかったことなどの課題が表出しました。

市民意識調査の結果では、男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立に必要なこととして、約6割の人が「妊産婦、乳幼児を連れた保護者、障がいがある人、介護を必要とする人への避難誘導・避難介助」と回答しています。(図表3-6)

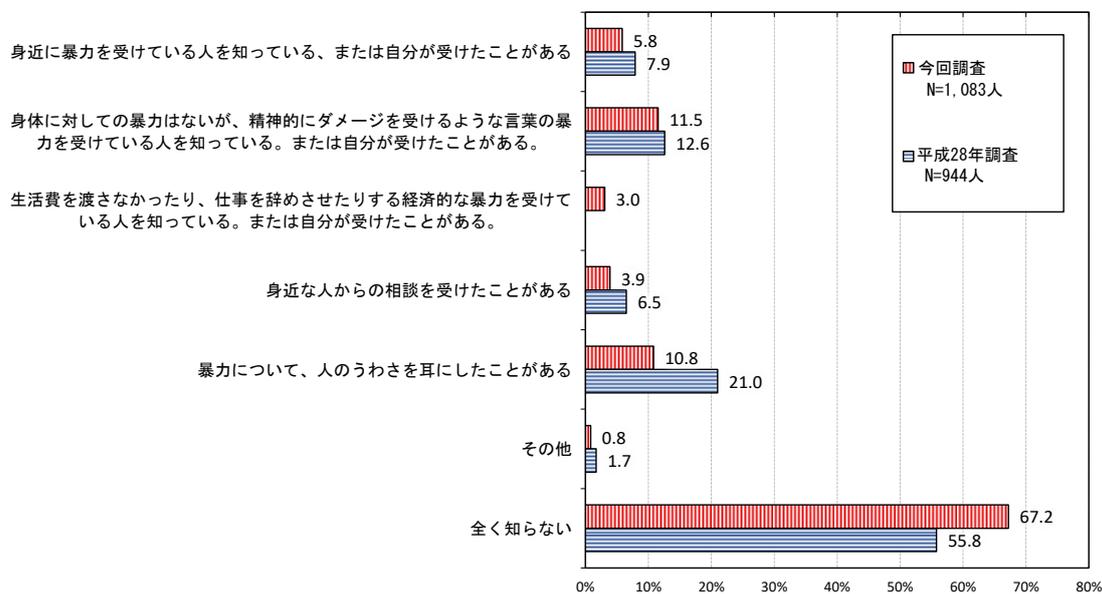
そのため防災分野において、女性の政策・方針決定過程への参画や女性リーダーの育成を図ることが重要です。また、すべての人が共に助け合い、責任を分かち合う男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の一層の推進が求められます。

図表3-1 ドメスティック・バイオレンス* (DV) の認知状況【性別】



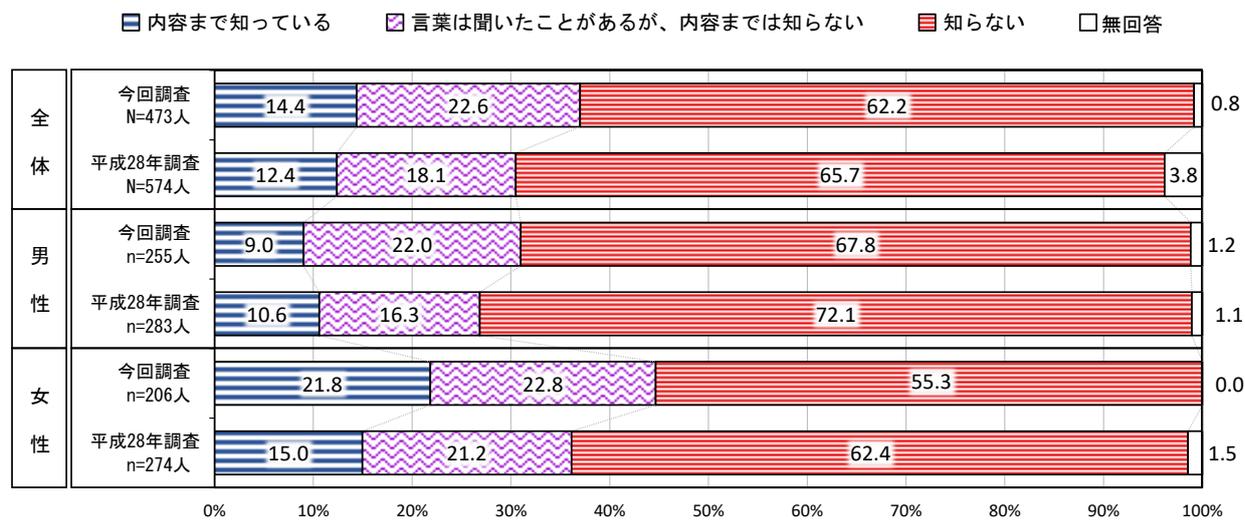
出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する意識調査報告書

図表3-2 身の回りのDV*状況



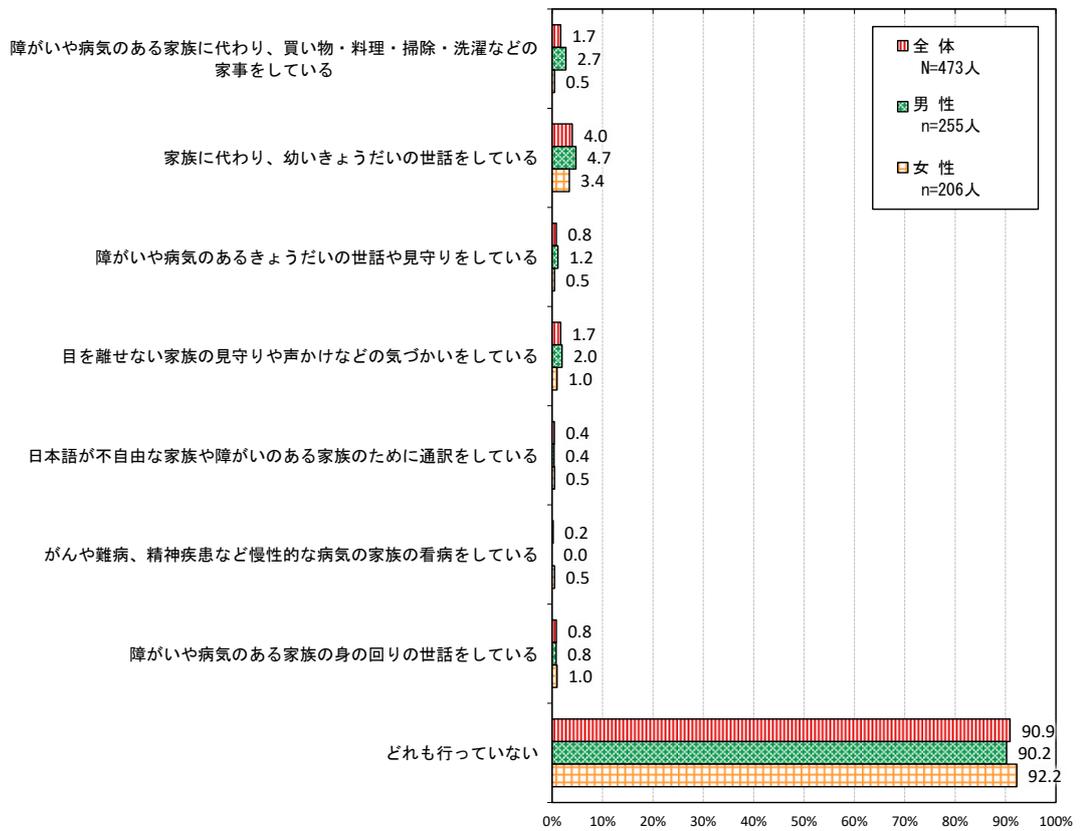
出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する意識調査報告書

図表3-3 デートDV*の認知状況（中学生意識調査）



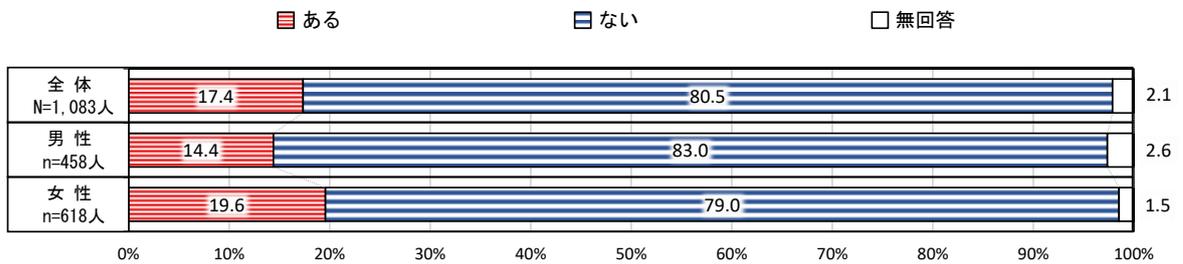
出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する意識調査報告書

図表 3 - 4 ヤングケアラー*の状況（中学生意識調査）



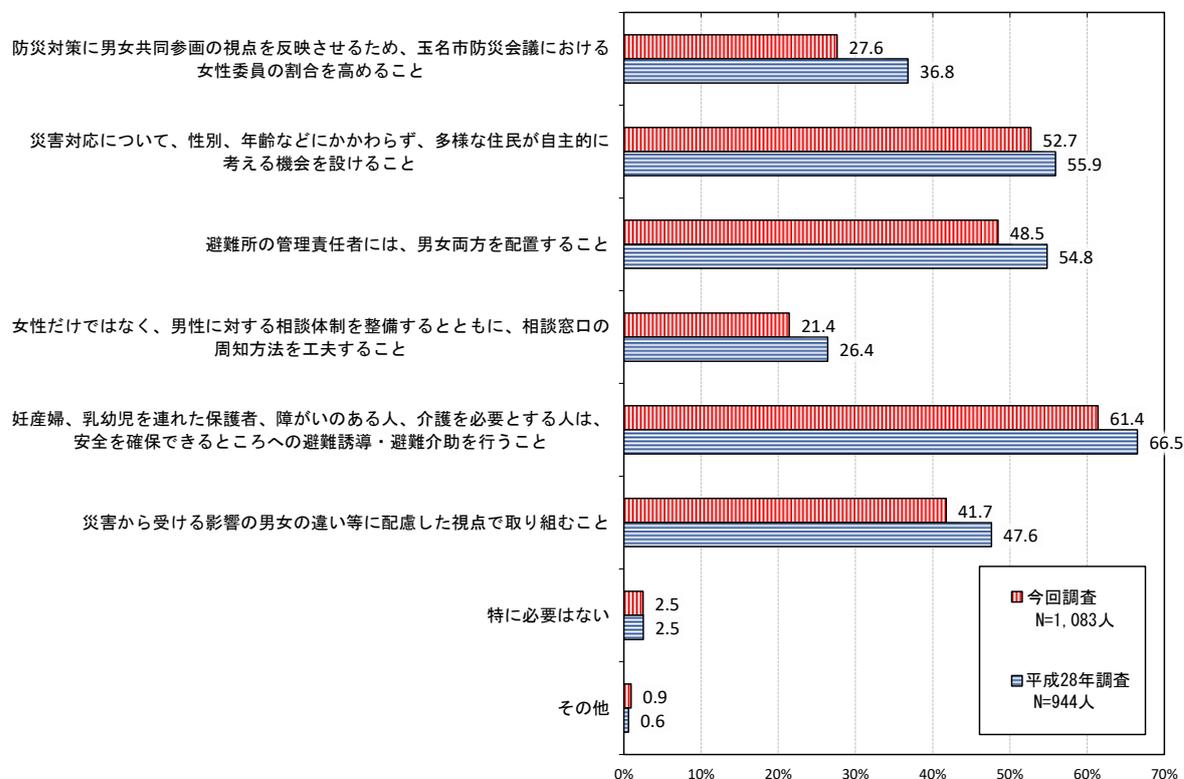
出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する意識調査報告書

図表 3 - 5 性的少数者*に関する差別的な言動を受けたり、見聞きした経験



出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する意識調査報告書

図表3-6 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立に必要なこと



出典：令和3年度 玉名市男女共同参画に関する意識調査報告書

基本方向 1 あらゆる暴力の根絶 (DV 対策基本計画)

あらゆる暴力やハラスメント*を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力やハラスメント*防止のための啓発を進めるとともに、相談窓口の周知や相談体制の充実を図ります。

また、被害者の安全確保を図るため、警察や関係機関と連携して、一時保護や個人情報保護など、支援体制の整備を行います。

主要施策（1）あらゆる暴力防止に向けた広報・啓発活動

具体的な取組	内 容	担当課
36 DV*防止のための周知と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者等からの暴力は、犯罪をも含む重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を防止するため、様々な機会を捉えてDV*防止に向けた意識の啓発に取り組みます。 	子育て支援課 人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者の早期発見、早期対応につなげるよう広報紙等で「女性・子ども相談室」等の相談窓口の周知を図ります。 	子育て支援課 人権啓発課
37 デートDV*等、若年層への予防啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● デートDV*等、若年層が暴力に巻き込まれないために、子どもの発達段階に応じた教育や、予防啓発に取り組みます。 	教育総務課 子育て支援課 人権啓発課

主要施策（２）あらゆる暴力への対応の充実

具体的な取組	内 容	担当課
38 あらゆる暴力を許さない意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、人権尊重の意識啓発を進めるとともに、関係機関との連携強化や相談体制の充実を図ります。 	子育て支援課 人権啓発課
39 被害者に配慮した相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者が置かれた状況に対し、様々な面からの配慮ができるよう、庁内関係課で組織する「玉名市生活安心ネットワーク委員会」や「つながるシート」を効果的に活用し、総合的な問題解決に努めます。また、関係機関と連携を図りながら、相談体制を強化していくとともに、相談窓口の周知を行います。 	くらしサポート課 保健予防課 総合福祉課 高齢介護課 子育て支援課 人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者及び同伴の子どもが安全で安心して生活できるよう、住居、就業、法的制度、心理的ケア等の施策について情報提供や支援を行うとともに、研修等を通して相談員・担当職員等の資質向上を図ります。 	子育て支援課 くらしサポート課 教育総務課 防災安全課 人権啓発課
40 被害者の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者の安全確保を最優先し、配偶者等からの暴力による危険が急迫している被害者及び同伴の子どもに対して、適切な一時保護を行います。安全確保及び一時保護にあたっては、県や警察と連携して対応します。 	子育て支援課 教育総務課 保健予防課 防災安全課 人権啓発課
41 児童虐待・DV*防止ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待及びDV*に対し、適切な連携の下で対応するため、「玉名市要保護児童対策およびDV*防止対策等地域協議会」において適切な連携・支援並びに情報共有等、ネットワークの充実を図ります。 	子育て支援課 教育総務課 保健予防課 人権啓発課
42 個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者やその家族、支援者等の関係者の安全を図るため、個人情報の保護に関する法律に基づき、被害者に関する情報管理を徹底します。 	総務課 市民課 子育て支援課 人権啓発課
43 高齢者等に対する虐待防止に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもや高齢者及び障がいがある人等に対するいじめや虐待の早期発見、虐待防止に向けた啓発活動に取り組むとともに、関係課、関係機関との連携を図ります。 	保健予防課 高齢介護課 総合福祉課 子育て支援課 教育総務課 人権啓発課

主要施策（3）ハラスメント*防止に関する取組の充実

具体的な取組	内 容	担当課
44 セクシュアル・ハラスメント*等の防止対策と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● ハラスメント*について、理解・促進のため、情報提供します。 	人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁内においては、職員のハラスメント*防止等に関する要綱及び指針の周知に努めるとともに、ハラスメント*防止に関する研修を実施します。 	総務課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校においては不祥事防止研修年間計画に基づき、ハラスメント*防止に関する研修を行います。また、管理職等へは別途、研修等を実施し、不祥事防止に努めます。 	教育総務課

基本方向 2 すべての人が安心して暮らせる社会の実現

ひとり親家庭やヤングケアラー*など、様々な生活困難に直面する人に対して、それぞれの状況やニーズに応じて適切な支援を行うとともに、必要に応じて新たな支援策の検討を進めます。

また、障がいがある人、高齢者、外国人など、様々な生活困難を抱える人が自立し、安心して暮らせるよう、支援を行います。

さらに、性的指向*や性自認*に関する正しい理解促進に向けた啓発や相談窓口の周知を行います。

主要施策（1）貧困等生活上の困難を抱える人々への支援

	具体的な取組	内容	担当課
45	ひとり親家庭への生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭への支援の周知を図るとともに、子育てに係る経済的負担を軽減するための支援や資格取得支援等、生活自立支援の充実に努めます。 	子育て支援課
46	ヤングケアラー*への支援推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ヤングケアラー*を早期に発見し、実態を把握し、適切な支援につなげるため、社会的認知度の向上と正しい知識や理解の促進を図ります。 ● 行政、学校、福祉機関、子ども支援団体等の連携を進め、支援体制の構築を図ります。 ● ヤングケアラー*の支援のため、必要に応じて新たな支援策の検討を進めるとともに、庁内職員や福祉・教育・医療等の関係機関と連携し、支援のスキルアップを図ります。 	子育て支援課 教育総務課 総合福祉課 人権啓発課 子育て支援課 教育総務課 コミュニティ推進課 総合福祉課 暮らしサポート課 人権啓発課 子育て支援課 教育総務課 総合福祉課 暮らしサポート課 人権啓発課

主要施策（２）すべての人が安心して暮らせる環境の整備

具体的な取組	内 容	担当課
47 「自分らしく」過ごせる社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての人が住み慣れた地域で対等に「自分らしく」過ごせるよう、配慮が必要な方に必要な支援を提供できるよう努めます。 	全庁
48 障がいがある人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいがある人の就労訓練に関する相談、働く場の提供等を行います。 	総合福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害を理由とする差別や合理的配慮の提供に関する相談に対応します。 	総合福祉課
49 介護する方・される方双方の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護を必要とする高齢者等のみならず、介護している人の負担も軽減し、社会全体で介護を支える体制づくりに努めます。 	総合福祉課 高齢介護課
50 高齢者等の社会参画及び就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり暮らしの高齢者が孤立せず、安心して生活できるよう、「いきいきふれあい活動」や「通いの場」など、地域の交流活動を推進します。 	高齢介護課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 働きたいと願う高齢者が経験・技術・知識等を存分に発揮して活躍するための機会と場づくりに努めます。 	高齢介護課
51 日本語を必要とする人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 在住外国人等への日本語教育の推進に努めます。 	企画経営課 教育総務課
52 性的少数者*(LGBT等)の方に対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の多様な性に対する理解を深めるための啓発や、困難を抱えた人が相談できる窓口の周知等を行います。 	人権啓発課
53 ユニバーサルデザイン*に基づく都市施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅や道路、公園等の公共施設を高齢者や障がいがある人も利用しやすいような整備に努めます。 	土木課 都市整備課 営繕課

基本方向3 ライフステージ*に応じた健康支援

心身とも健康で、幸せに暮らせる社会の実現に向け、幼少・思春期等のライフステージ*に応じた健康の包括的な支援を行います。また、性と生殖に関する健康/権利*（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）や、食育、健康、生命に関する教育を推進します。さらに、生理の貧困*に対する支援・相談を充実します。

主要施策（1）幼少・思春期の健康支援

	具体的な取組	内容	担当課
54	児童生徒の発達段階を踏まえた性・健康教育の推進及び相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒が、インターネット等の情報を適切に取捨選択し、自己の成長発達に役立てる知識を身に付けられるよう指導を行うとともに、心身の健康に関する相談業務の充実を図ります。 	教育総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の発達段階を踏まえ、望まない妊娠や性感染症（HIV感染等）など、性に関する教育を推進するとともに、情報提供や相談業務の充実を図ります。 	教育総務課 保健予防課
		<ul style="list-style-type: none"> ● 生理用品の入手に困難が生じている児童生徒がいる場合は、養護教諭や関係機関が連携するなど、相談支援の充実を図ります。 	教育総務課 子育て支援課 くらしサポート課 保健予防課 人権啓発課

主要施策（２）活動・出産期に関する健康支援

具体的な取組		内 容	担当課
55	各種健診事業等の充実と受診率向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健診、乳がん・子宮頸がん等の各種がん検診の充実を図るとともに、受診勧奨を実施し、受診率向上及び病気の早期発見、早期治療に努めます。 	保健予防課
56	妊娠・出産期の健康管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦健診結果に基づいた妊産婦の保健指導に取り組みます。 	保健予防課
57	安心して妊娠・出産できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般不妊治療費助成や妊婦健診費用助成の実施、県等の助成事業についての情報提供を行い、妊娠を希望する方への経済的負担軽減を図ります。 	保健予防課
		<ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳交付時に健康教育を行います。 	保健予防課
58	妊娠等に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話相談や保健師・母子保健支援員・母子保健推進員による家庭訪問など妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートします。 	保健予防課

主要施策（３）更年・老年期の健康支援

具体的な取組		内 容	担当課
59	各種健診事業等の充実と受診率向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健診、後期高齢者健診、がん検診の充実を図るとともに、受診勧奨を実施し、受診率向上及び病気の早期発見、早期治療に努めます。 	保健予防課 保険年金課
60	生涯スポーツ推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や各種協会及び団体と連携し、男女が共に参加しやすい各種目ごとのスポーツ大会等を実施することで、健康づくりを支援します。 	スポーツ振興課 コミュニティ推進課

主要施策（４）健康に関する啓発活動の推進

具体的な取組	内 容	担当課
61 性と生殖に関する健康/権利*(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の理念についての啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 性と生殖に関する健康と権利*(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)について、男性も正しい知識を身に付け、女性の不安や悩みに寄り添えるよう、男性を含め広く理解を促すための普及啓発に努めます。 ● 生理用品の提供だけではなく、「生理の貧困*」にある女性の背景や事情に丁寧に向き合い、寄り添った相談支援の啓発に努めます。 	保健予防課 人権啓発課 子育て支援課 保健予防課 暮らしサポート課 人権啓発課
62 こころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● こころの健康に関する相談体制を充実し、食生活、メンタルヘルスやストレス対策を含めた市民のこころの健康づくりに取り組みます。 	保健予防課 高齢介護課 子育て支援課 教育総務課 総合福祉課 人権啓発課
63 性と生命の教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 性に関する正しい知識や、生命の大切さについて理解を深めるため、あらゆる学習の場を通じた教育の充実に努めます。 	保健予防課 子育て支援課 教育総務課 コミュニティ推進課 人権啓発課

基本方向 4 防災における男女共同参画の推進

災害時に、妊婦や子ども、高齢者、障がいがある人など、避難や避難生活に支援が必要な方に対し必要な支援が行えるよう、地域防災計画や避難所運営マニュアルに男女共同参画の視点を取り入れるとともに、地域防災リーダーや消防団への女性の登用を進めます。

主要施策（1）防災分野における男女共同参画の取組推進

具体的な取組		内 容	担当課
64	防災分野における女性の積極的な登用や人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 多様なニーズ・リスクへの対応力を高めるためには、女性の視点が不可欠です。このため、防災会議における女性委員の登用を積極的に進めます。 	防災安全課 人権啓発課
		<ul style="list-style-type: none"> 女性防災リーダー育成講座等により女性リーダーの育成を推進します。 	防災安全課 人権啓発課
		<ul style="list-style-type: none"> 女性消防団員の加入促進や、女性消防団員の特色を活かした訓練を行い、市民の防災意識向上と防災啓発に努めます。 	防災安全課 人権啓発課
65	男女共同参画の視点からの避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> 避難所設営には、様々なニーズ・リスクへの対応が必要なため、多様な視点の重要性について理解・促進に取り組みます。避難所運営マニュアル策定の過程で、より多くの女性が参画できるようにし、生理用品等の女性用物資や授乳室の設置など、女性の目線から安心して過ごせる避難所の実現を図ります。 	防災安全課 人権啓発課

主要施策（2）防災の現場における女性の参画拡大

具体的な取組		内 容	担当課
66	女性や災害弱者の視点を踏まえた防災分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 女性や災害弱者の視点を踏まえた防災・減災の取組の充実を図ります。また、自主防災組織等は女性や要配慮者の参画を得て、各種団体と連携し、防災訓練等の実施に努めます。 	防災安全課 総合福祉課 高齢介護課 子育て支援課 人権啓発課

男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現の指標

項目	令和3年度実績値	令和9年度目標値	担当課
性的少数者（LGBT等）の理解度	57.1%	75.0%	人権啓発課
レディースがん検診の受診率	子宮頸がん 14.0% 乳がん 32.0%	子宮頸がん 20.0% 乳がん 40.0%	保健予防課
女性消防団員数	12人	16人	防災安全課

重点目標 4 推進体制の整備・強化



● 現状と課題

男女共同参画社会*づくりに関する施策は広範多岐にわたっており、総合的かつ効果的な推進を図るためには、市民の声が施策に反映されるよう施策の推進体制を整備するとともに、定期的に計画の進捗状況を点検し、施策の見直しを行うことが重要です。

また、本計画を実行性のあるものとするためには、市民、各種団体、行政等が連携・協働しながら、それぞれの立場で主体的な取組を進めていくことが必要です。

さらに、男女共同参画社会*の実現に向けた動きは、国際社会の中で進んでいるため、国際社会の動向に理解と関心を深めることが必要です。

基本方向 1 推進体制の充実・強化

広範多岐にわたる男女共同参画の施策を、全庁的かつ横断的に取り組むため、職員一人ひとりが、男女共同参画について正しく理解し、男女共同参画の視点に立って施策を展開できるよう環境整備を進めます。

また、玉名市男女共同参画社会行政推進委員会や玉名市男女共同参画審議会において、男女共同参画社会*づくりを進めるため施策の実施状況や進捗状況などを定期的に検証するとともに、見える化を行い、各種施策を総合的かつ効果的に推進します。

計画の推進体制の強化と併せて、市における管理職への女性の登用や男性の育児休業等の取得促進など、更なる職員に対する意識啓発に取り組むことで、男女共同参画推進の模範となる職場を目指します。

主要施策（１）男女共同参画のための推進体制の整備

具体的な取組	内 容	担当課
67 庁内推進体制の連携・強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 「玉名市男女共同参画審議会」と連携を図り、「玉名市男女共同参画社会行政推進委員会」の主導のもと、全庁的な連携を図りながら計画を推進します。また、審議会等において女性の意見を反映し、市が企画立案する施策などの実施にあたっては、男女共同参画の視点に十分配慮します。 	人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性の能力活用を図るため、女性職員の職種や職域の拡大、管理・監督職への登用推進、研修機会の拡大などポジティブ・アクション*を推進するとともに、毎年度、登用状況調査を行い公表します。また、教育現場では、資質と意欲のある女性教職員の管理職、指導主事などへの登用を促します。 	総務課 教育総務課 人権啓発課
68 男女共同参画計画の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画計画の進捗状況を毎年度調査し、公表します。 	人権啓発課
69 職員の能力向上と人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の能力開発と活用及び人材育成のため、各種研修等へは男女双方の積極的な参加を促進し、職員の資質向上に努めます。 	総務課 人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定事業主行動計画に基づき、市役所内での女性の活躍推進に資する取組を進め、毎年度、公表します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 男性職員の育児・介護休暇などの取得促進を図るとともに、多様な働き方に対する相互理解を深め、「仕事と生活の調和」、「男女共同参画社会*づくり」を意識した職場形成を図ります。 	
70 総合的な相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種相談事業や相談窓口について広く周知を図るとともに、「玉名市生活安心ネットワーク」と「つながるシート」を十分に活用し、庁内の関係部署及び関係機関等との連携による相談体制の充実を図ります。 	全庁

主要施策（２）男女共同参画のための活動・連携の充実

具体的な取組	内 容	担当課
71 男女共同参画社会* の実現に向けた活 動・連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や関係団体の代表者、学識経験者で構成する「玉名市男女共同参画審議会」との協働を図り、市民の声が施策に的確に反映されるように努めます。 	人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画に関する情報発信や啓発、研修などの充実を図ります。 	人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性問題に起因する諸問題の相談対応については、関係機関等と連携を強化し、相談体制の充実を図り、根本的な解決に向けた取組を実施します。 	全庁

基本方向 2 協働による取組の推進

男女共同参画社会*の実現に向け、市民や各種団体等との連携・協働による取組を進めます。

主要施策（１）市民や各種団体等との連携

具体的な取組	内 容	担当課
72 国、県、他市町村や 市民・各種団体との 連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の男女共同参画の推進にあたっては、国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画との整合を図るとともに、国・県・他市町村との共同による事業の実施や情報交換などの連携を図ります。 	人権啓発課
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・各種団体と連携し「すべてのひとがお互いを尊重し支え合い、自分らしく生きられる社会の実現」のため、取組を充実させます。 	全庁

基本方向3 国際的な協調の推進

男女共同参画社会*を実現するための国際的な取組について、国際社会の一員として理解を深められるよう、交流・学習の機会や情報の提供を行います。

主要施策（1）国際的理解の推進

	具体的な取組	内 容	担当課
73	多文化理解と交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 在住外国人及び外国人労働者等との交流を通し、多文化理解を深めるとともに、国際社会における普遍的価値としての人権尊重とジェンダー*平等の意識啓発に取り組みます。 	全庁
74	国際的な動向等の情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画に関する国際的な政策や取組等を収集し、情報提供を行います。 	企画経営課 地域振興課 人権啓発課
75	国際理解のための学習機会等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な価値観やものの見方、考え方を尊重する社会を実現するため、多様な文化や価値観を学校や地域等で学ぶ機会を提供します。 	企画経営課 地域振興課 教育総務課 コミュニティ推進課 文化課 人権啓発課

第4次玉名市男女共同参画計画に掲げる指標（数値目標）

「第4次玉名市男女共同参画計画」では、下記の11項目の目標を設定し、達成に向けた取組を推進します。

項目	令和3年度実績値	令和9年度目標値	担当課
市における審議会等への女性委員の登用目標	24.6%	35.0%	人権啓発課
市女性職員の管理職登用	5.9% (令和4年度当初値)	15.0%	総務課
女性農業者の研修参加者数	72人 (令和元年度実績値)	85人	農林水産政策課
「男女共同参画社会基本法」の認知度	27.2%	60.0%	人権啓発課
市の女性区長数	6人	10人	総務課
固定的性別役割分担意識に同感しない市民の割合	77.2%	持続的に増加させる	人権啓発課
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	24.1%	50.0%	人権啓発課
放課後児童健全育成事業実施数	19クラブ	21クラブ	子育て支援課
性的少数者(LGBT等)の理解度	57.1%	75.0%	人権啓発課
レディースがん検診の受診率	子宮頸がん14.0% 乳がん32.0%	子宮頸がん20.0% 乳がん40.0%	保健予防課
女性消防団員数	12人	16人	防災安全課



1 玉名市男女共同参画推進条例 (平成17年12月27日条例第196号)

少子高齢化が進み、社会経済情勢が急激に変化しているなか、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、市民一人一人が心豊かで活力ある地域を形成するために重要な課題である。

本市においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたところであるが、性別によって役割を固定的にとらえる意識は市民の中に根強く残っており、更にドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害もおきている。また、多くの分野で女性の社会参画が進んでいるが、地域づくりや農林水産業、商工業等の分野においては、企画立案の段階から参画する女性が少ない現状もある。

そこで、男女共同参画社会の実現が、本市の将来を決定する重要な課題と位置付け、市、市民及び事業者が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

目次

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進(第10条—第16条)

第3章 玉名市男女共同参画審議会(第17条・第18条)

第4章 雑則(第19条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (4) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性別とは異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的・文化的に培われ形成されてきた性別をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応によって不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は親密な関係にある者に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成については、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な協調の下に行われること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の形成の推進に当たり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

(1) 職場において実現すべき姿

- ア 採用、配置、賃金、昇進等男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮されるいきいきとした職場であること。
- イ セクシュアル・ハラスメントがなくなり、男女それぞれの人格を認め合って安心して働ける職場であること。
- ウ 育児休業及び介護休業を男女ともに取得できる環境が整い、仕事と家庭の両立ができる職場であること。

(2) 家庭において実現すべき姿

ア 家族のそれぞれが多様な生き方を選択でき、その能力及び適性をみんなが認め合う家庭であること。

イ ジェンダーにとらわれることなく、家事、育児、介護等を担い合う家庭であること。

(3) 地域において実現すべき姿

ア 男女ともに対等に地域活動に参画することにより、住みよい地域づくりに貢献できること。

イ 人権が尊重され、差別のない心豊かな地域社会がつくられること。

ウ 古い慣習にとらわれず、各家庭及び各個人の責任の下選択した生き方が認められる地域社会がつくられること。

(4) 学校において実現すべき姿

ア ジェンダーにとらわれず、一人一人の個性及び人権を認め合う学校であること。

イ 進学、就職等では、ジェンダーにとらわれない進路指導が行われること。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、かつ、計画的にこれを実施しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、あらゆる分野において性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、あらゆる分野においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化若しくは女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現は行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定等)

第10条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、男女共同参画計画を定めようとするときは、市民の意見を反映するよう努めるとともに、玉名市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する市民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画社会の形成の促進)

第12条 市は、農林水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業、商工業等の自営業の経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第13条 市は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情の処理等)

第15条 市は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者から苦情の申出があった場合は、適切に処理するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民及び事業者から相談の申出があった場合は、被害者の救済を図るため、国及び県と連携し必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 玉名市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、玉名市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第18条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 男女共同参画の推進に関し識見を有する者

(2) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(施行時の委員の任期)

2 第18条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に市長が委嘱する委員の任期は、2年に達した日以後における最初の3月31日までとする。

2 熊本県男女共同参画推進条例 (平成13年12月20日条例第59号)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあつて、県民一人一人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

目次

前文

第1章 総則(第1条－第14条)

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進(第15条－第24条)

第3章 熊本県男女共同参画審議会(第25条－第27条)

第4章 雑則(第28条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者(県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い(明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。)を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県、県民、事業者及び市町村の協働)

第8条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(県民の責務)

第10条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第12条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第13条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為

(2) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第14条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定等)

第15条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第16条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第17条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進)

第18条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(県の附属機関の委員の選任における配慮等)

第19条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。

2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第20条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第22条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第23条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第13条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。

3 知事は、第1項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第2項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

(年次報告)

第24条 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 熊本県男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第25条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関する事項
- (2) 第23条第1項の苦情の処理に関する事項
- (3) 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第26条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第27条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第4章 雑則

(雑則)

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第15条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

3 男女共同参画社会基本法 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下、略)

4 用語の解説（50音順）

計画書本編中の*印について、解説は下記のとおりです。

用語	解説
あ行	
一般事業主行動計画	女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するため、企業が女性活躍に関する状況把握や課題分析を行い、その結果を踏まえた行動計画の策定、目標を達成するための具体的な取組内容をまとめたもの。
エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力を付けること。女性のエンパワーメントとは、女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力を付けて発揮すること。
か行	
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の育成を通して、自分らしい生き方の実現を促す教育のこと。
クォータ制	ポジティブ・アクションの手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
さ行	
ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダーギャップ指数	世界経済フォーラムが、各国における男女格差を数値化しランク付けしたもので、「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータから算出される。0が完全不平等、1が完全平等を示しており、男女格差を明らかにできる。

用語	解説
さ行	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている法律。
性的指向・性自認	性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表す概念。性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを表す概念。
性的少数者 (LGBT等)	LGBTとは、女性の同性愛者(Lesbian:レズビアン)、男性の同性愛者(Gay:ゲイ)、両性愛者(Bisexual:バイセクシャル)、生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人(Transgender:トランスジェンダー)の頭文字をとったもので、性的マイノリティの方を表す総称のひとつ。
性と生殖に関する健康／権利 (リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)	平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルスとは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。 リプロダクティブ・ライツとは、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任を持って決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利のこと。また性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利のこと。
生理の貧困	生理用品を買うお金がない、または利用できない状態にあることを指す。家庭や家族の事情によって生理用品が手に入れないことや、生理によって生じる痛みへの対処や不快さの解消に対する知識が不足していること等も含まれる。
セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意志に反して行われる性的関係の強要、性に関する発言、体に触るなどの性的な言動のこと。雇用関係にある者の間のみならず、様々な生活の場で起こり得る。 職場におけるセクシュアル・ハラスメントには、職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が解雇、降格、減給等の不利益を受けるもの(対価型)と、性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの(環境型)がある。
セーフティーネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、相対的に健康で文化的な生活水準を確保できる程度の水準の保障を社会が用意する働きのこと。経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障する社会の制度や対策を意味している。

用語	解説
た行	
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)	雇用の分野において、男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とした法律。
デートDV	交際関係の間で、関係が対等でなく、相手を支配しようとして、暴力を振るったりして、相手の心や体を傷つけること。
ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人からの暴力。殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、言葉で傷つけたり無視したりする精神的暴力や、望まない性行為を強要するなどの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動を監視したりする社会的暴力などの形がある。
な行	
認定農業者(制度)	農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村等が認定する制度。これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置が講じられる。
は行	
ハラスメント	優越した地位や立場を利用したいじめや嫌がらせを意味する。性別や年齢、性的指向・性自認、職業、社会的出自、身体的特徴等の属性や人格に関する言動によって、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけ人権を侵害する行為のこと。
パワーハラスメント	職場のパワーハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であり、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもので、③身体的・精神的な苦痛を与えられる、又は就業環境が害されることであり、①から③までの3つの要素をすべて満たすものをいう。
フレックスタイム	3か月以内の一定期間(清算期間)について、あらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・就業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度のこと。
ポジティブ・アクション	社会のあらゆる分野における男女間の格差を改善するため、男女のいずれか一方に対し、必要な範囲で特別の機会を提供することにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

用語	解説
ま行	
無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	育つ環境や所属する集団の中で、知らず知らずのうちに脳に刻み込まれ、既成概念、固定観念となっていく無意識の偏ったモノの見方のこと。
や行	
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。
ユニバーサルデザイン	<p>すべての人のためのデザインを意味し、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、最初からすべての人にとって、できる限り利用可能であるように、施設や製品、環境をデザインすること。</p> <p>ユニバーサルデザインの概念を提唱したロン・メイス氏は以下の7原則を提唱しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 誰にでも公平に利用できること 2 使う上で自由度が高いこと 3 使い方が簡単ですぐわかること 4 必要な情報がすぐに理解できること 5 うっかりミスや危険につながらないデザインであること 6 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること 7 アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること
ら行	
ライフスタイル	人生観、価値観、習慣等を含めた個人の生き方のこと。
ライフステージ	人が生まれ、学校に通い、成人し、高齢になる過程と年代に伴って変化する生活のこと。結婚、出産、子育て、退職、介護等、家族の形態によっても変化する。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

5 玉名市男女共同参画審議会委員名簿 令和5(2023)年3月末時点

	氏名	職名	備考
1	生野 繁子 <small>しやうの しげこ</small>	九州看護福祉大学教授	会長
2	大保 賢一 <small>だいほ けんいち</small>	玉名市認定農業者連絡協議会代表	副会長
3	池島 道春 <small>いけじま みちはる</small>	一般公募	委員
4	井上 幸 <small>いの うえ みゆき</small>	玉名市女性人材リスト登録者	委員
5	木場 秀敏 <small>きば ひでとし</small>	玉名市校長会代表	委員
6	古賀 倫嗣 <small>こが のりつぐ</small>	放送大学熊本学習センター客員教授	委員
7	高尾 弘道 <small>たかお ひろみち</small>	玉名市区長会協議会代表	委員
8	濱崎 順子 <small>はまさき じゆんこ</small>	玉名人権擁護委員協議会代表	委員
9	久田 史枝 <small>ひさだ ふみえ</small>	一般公募	委員
10	村上 優子 <small>むらかみ ゆうこ</small>	玉名商工会議所議員	委員

敬称略 委員は50音順 女性5名 男性5名

第4次 玉名市男女共同参画計画

令和5年3月 発行

玉名市役所 総務部 人権啓発課 男女共同参画係

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163

TEL 0968-75-1119

FAX 0968-75-1166

玉名市のホームページ <https://www.city.tamana.lg.jp/>

「すまいるハーモニーたまな」について

第2次玉名市総合計画のなかで、玉名市の将来像として「人と自然が輝きやさしさと笑顔にあふれるまち玉名」を掲げています。

本計画においても、やさしさと笑顔にあふれるまち玉名を目指して「すまいる」としました。「ハーモニー」とは調和を意味し、複数のものごとが対立することなくまとまっている状態をさします。また、「音楽の都 玉名」でもあることから「ハーモニー」とし、「すまいるハーモニーたまな」としました。

すべてのひとがお互いを尊重し支え合い、
自分らしく生きられる社会の実現



玉名市マスコット『タマにゃん』